

北広島町地域防災計画  
(基本編)

令和5年7月

北広島町防災会議

# ～ 目 次 ～

## 第1章 総則

第1節	防災計画作成の目的	1
第2節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	2
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
1	北広島町	
2	広島県	
3	広島県警（山県警察署）	
4	指定地方行政機関	
5	自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）	
6	指定公共機関	
7	指定地方公共機関	
8	防災上重要な施設の管理者	
9	公共的団体	
第4節	北広島町の自然条件	12
第5節	北広島町の主な災害履歴	13

## 第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	15
第2節	町土の保全に関する事項	16
第3節	防災施設・設備の新設又は改良に関する事項	19
第4節	住民の防災活動の促進に関する計画	20
1	方針	
2	防災教育	
3	防災訓練	
4	消防団への入団促進	
5	地区防災計画の策定等	
6	自主防災組織の育成、指導	
7	ボランティア活動の環境整備	
8	企業防災の促進	
9	県民運動の推進	
第5節	調査、研究に関する計画	27
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	28
第7節	円滑な避難体制の確保等に関する計画	37
第8節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	44
第9節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	48
第10節	広域避難の受入に関する計画	52

### 第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針	54
第2節 災害発生直前の応急対策に関する事項	55
第1項 組織、動員計画	55
1 目的	
2 災害応急組織の基本原則	
3 災害対策本部	
4 配備及び動員	
第2項 労働力の確保に関する計画	74
第3項 気象警報等の伝達に関する計画	75
1 目的	
2 気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	
3 水防警報の伝達	
4 水位の通報	
5 火災予防上の気象通報	
6 伝達手段の多重化・多様化	
第4項 住民等の避難誘導に関する計画	84
第3節 災害発生後の応急対策	89
第1項 災害情報計画	89
1 目的	
2 情報の収集伝達手段	
3 災害情報の収集伝達	
4 災害発生及び被害状況報告・通報	
第2項 通信運用計画	101
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策	103
第5節 災害派遣・広域的な応援体制	107
第1項 自衛隊災害派遣要請計画	107
第2項 相互応援協力計画	111
第3項 防災拠点に関する計画	113
第6節 救助・救急、医療及び消火活動	115
第1項 救出計画	115
第2項 医療救護・助産計画	117
第3項 消防計画	122
第4項 水防計画	123
第5項 危険物等災害応急対策計画	124
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	128
第1項 交通、輸送応急対策計画	128
第8節 避難生活及び情報提供活動	142
第1項 避難対策計画	142
第2項 災害広報・被災者相談計画	146
第3項 住宅応急対策計画	149
第9節 救援物資の調達・供給活動	155

第1項	食料供給計画	155
第2項	給水計画	157
第3項	生活必需品等供給計画	159
第4項	救援物資の調達及び配送計画	160
第10節	保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	161
第1項	防疫計画	161
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	163
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	165
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	165
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	166
第3項	その他施設災害応急対策計画	169
第4項	廃棄物処理計画	170
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画	172
第12節	ボランティアの受入等に関する計画	173
第13節	文教計画	176
第14節	保育に関する計画	181
第15節	災害救助法適用計画	182
第16節	航空機事故による災害応急対策計画	186
第17節	主な災害の特質及び対策の計画	188

#### 第4章 災害復旧計画

第1節	目的	194
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	195
第3節	被災者の生活確保に関する計画	197
第4節	施設災害復旧計画	198
第5節	激甚災害の指定に関する計画	199
第6節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	200
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	202
第8節	罹災証明	203

# 第1章 総則

## 第 1 節 防災計画作成の目的

この計画は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づいて、北広島町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成するものであり、町域の保全を図るため、本町の地域に係る防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、北広島町地域防災計画は、「基本編」及び「震災対策編」から構成し、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「北広島町水防計画」との十分な調整を図るものとする。

## 第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

### 1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を推進する。
- (3) 最新の科学的知見を収集し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

### 2 基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害の拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として区域内の災害に対して第1次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協働の精神を基調として、本町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう本町区域に係る防災計画を作成し、必要に応じ随時改善を行い、これに対処する。

- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急処置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
- また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
- また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 住民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、概ね次のとおりである。

#### 1 北広島町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害に関する広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (15) 国及び県等の防災関係機関との連絡調整
- (16) 罹災証明書の発行

#### 2 広島県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害に関する広報
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童、生徒に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (11) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (12) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (13) 災害発生時の情報連絡員の派遣

### 3 広島県警察（山県警察署）

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険個所の警戒並びに住民等に対する避難の指示等及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による被害者救助及び災害復旧に対する協力
- (12) 災害発生時の情報連絡員の派遣

### 4 指定地方行政機関

#### (1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
- イ 他管区警察局と連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用
- カ 津波警報等の伝達

#### (2) 中国四国防衛局

- ア 米軍の艦船、航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
- イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

#### (3) 中国総合通信局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電波の管理及び電気通信の確保
- ウ 災害時における非常通信の運用監督
- エ 非常通信協議会の指導育成
- オ 災害対策用移動通信機、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

#### (4) 中国財務局

- ア 被災復旧事業費の査定への立会
- イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
- ウ 国有財産の無償貸付等

- エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (5) 中国四国厚生局
  - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- (6) 広島労働局
  - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
  - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (7) 中国四国農政局（広島地域センター）
  - ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
  - イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
  - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
  - エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
  - オ 土地改良機械の緊急貸付
  - カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
  - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
  - イ 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
  - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
  - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導
  - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融資の円滑化等の措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
  - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
  - ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保安に関する監督、指導
- (11) 中国地方整備局（太田川河川事務所及び三次河川国道事務所）
  - ア 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
  - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
  - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
  - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
  - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
  - カ 災害時における交通確保
  - キ 海洋の汚染の防除
  - ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
  - ケ 災害発生時の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

- コ 大規模災害発生時における二次災害の防止及び被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣
- (12) 中国運輸局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 運送等の安全確保に関する指導監督
  - ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
  - エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (13) 広島空港事務所
- ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
  - イ 遭難航空機の捜索及び救難
  - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (14) 広島地方気象台
- ア 気象及び地震及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震を除く。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予測及び通信施設の整備
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
  - カ 緊急地震速報の利用周知・広報
- (15) 第六管区海上保安本部
- ア 情報の収集及び情報連絡
  - イ 警報等の伝達
  - ウ 海難救助等（災害応急活動を含む）
  - エ 緊急輸送
  - オ 物資の無償貸付又は譲与
  - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援
  - キ 流出油等の防除
  - ク 海上交通安全の確保
  - ケ 危険物の保安措置
  - コ 警戒区域の設定
  - サ 治安の維持
- (16) 中国四国地方環境事務所
- ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
  - イ 家庭動物の保護等に係る支援
  - ウ 災害時における環境省本省との連絡調整
- (17) 中国地方測量部
- ア 地理空間情報の活用に関すること

- イ 防災関連情報の活用に関する事
- ウ 地理情報システムの活用に関する事
- エ 復旧測量等の実施に関する事

## 5 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）

### （1）災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な情報収集

### （2）災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

## 6 指定公共機関

### （1）国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

### （2）日本郵便株式会社中国支社

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

### （3）日本銀行広島支店

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
- イ 決済資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

### （4）日本赤十字社広島県支部

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- ウ 日赤関係医療施設の保全

### （5）日本放送協会広島放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守
- オ 義援金の募集、配分

### （6）西日本高速道路株式会社中国支社（千代田高速道路事務所）

- ア 管理道路の防災管理
  - イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡橋公団第三管理局
- ア 管理道路の防災管理
  - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災管理
  - イ 災害時における旅客の安全確保
  - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
  - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社
- 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
- (10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
  - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
  - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
  - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
  - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
- (11) 日本通運株式会社広島支店
- 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
- ア 電力施設の防災管理
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDDI株式会社中国総支社
- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
  - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
  - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
  - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
  - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
  - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
  - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

## 7 指定地方公共機関

### (1) ガス供給事業者

- ア ガス施設の防災管理
- イ 災害時におけるガスの供給の確保
- ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

### (2) 旅客、貨物運送業者

- ア 災害時における旅客の安全確保
- イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧

### (3) 民間放送機関

- ア 気象予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守

### (4) 一般社団法人山県郡医師会、一般社団法人広島県医師会

- ア 災害時における災害時における医療救護活動の実施

### (5) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会

- 一般社団法人広島県医師会に準ずる。

## 8 防災上重要な施設の管理者

### (1) 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

### (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の応急対策
- ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施

### (3) 社会福祉施設等の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

### (4) その他防災上重要な施設の管理者

- 前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

## 9 公共的団体

### (1) 山県郡歯科医師会

- ア 災害時における医療等救護の実施
- イ 負傷者の収容並びに看護

### (2) 山県郡薬剤師会

- 医薬品等の備蓄及び調達体制の確立

### (3) 広島北部農業協同組合、広島市農業協同組合

- ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の町、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する融資及びそのあっ旋
- エ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあっ旋

### (4) 安芸北森林組合、太田川森林組合、可愛川漁業協同組合、八幡川漁業協同組合

- ア 災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の町、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあっ旋

### (5) 北広島町商工会

- ア 災害時における物価安定についての協力
- イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

### (6) 北広島町社会福祉協議会

- ア 町、県の実施する応急対策、生活再建等に対する協力
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分

### (7) 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等安全対策の実施

### (8) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の防災管理
- ウ 被災施設の応急対策
- エ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- オ 災害復旧対策及び災害復旧への協力

### (9) その他公共的活動を営む者、本町の災害対策に対する支援団体及び自主防災組織等各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び本町の行う防災活動に対する協力

## 第4節 北広島町の自然条件

### 1 地 勢

本町は、広島県の北西部に位置し、北西部は大佐山、天狗石山、阿佐山などの1,000m級の中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接している。

こうした稜線を有する町の北西地域は、県境付近以外にも臥竜山などの1,000m級の山があり、集落地や農地は高原状の地形となっており、北東地域でも、北西地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに平地部が広がり、寒曳山などの山々やそれから伸びる丘陵地とともに、高原状の地形を構成している。

これら高原状の地域の南には、江の川沿いにまとまった平地が盆地状にひろがるなだらかな丘陵地から主として構成される地域や山々に抱かれながら、高原や盆地、丘陵地、谷間などの多様な地形条件で構成される地域が広がっている。

また、町域の南東部は、広島市安佐北区、南西部は、安芸太田町、西部は、安芸高田市、北部は、島根県と接しており、水系は、島根県江津市に流れる江の川水系と広島市に流れる太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系で日本海へ、西側が太田川水系で瀬戸内海につながっている。

### 2 地 質

本町の地質は、町域の大部分を花崗岩で占めており、風雨による風化や浸食を受けやすいことから、多雨に際して洪水を起こしやすい特性を有している。

### 3 気 候

本町の北部は、豪雪地帯に属し、瀬戸内海の沿岸部に比べると、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼で寒暖の差が大きい中国山地内陸性の特性を有しており、また、南部は、降雪量は少ないものの、北部に比べ降雨が多い。地域により地形条件が異なることから、降雪量や降雨量の地域差が大きい。

## 第5節 北広島町の主な災害履歴

本町における近年（昭和30年以降）の主な災害は次のとおりである。

梅雨末期の集中豪雨、台風による暴風雨、豪雪による被災が多数を占め、なかでも昭和47年、昭和58年の集中豪雨による被害は甚大であった。

地震については、最近における平成12年の鳥取県西部地震、平成13年の芸予地震で一部被害がみられたものの深刻な被害はみられない。

本計画における災害の想定に当たっては、これらの災害履歴を考慮し、被害の甚大であった災害を基準に、これら以上の災害にも対処できる計画とする。

昭和33年7月	梅雨による集中豪雨
昭和38年1～4月	豪雪による被災（災害救助法適用）
昭和47年7月	梅雨前線による集中豪雨（災害救助法適用）
昭和51年9月	台風17号と前線による大雨（災害救助法適用）
昭和58年7月	集中豪雨（災害救助法適用）
昭和60年6月～7月	大雨（災害救助法適用）
昭和63年7月	梅雨前線による集中豪雨（災害救助法適用）
平成3年9月	台風19号による被災（災害救助法適用）
平成11年6月	梅雨前線による集中豪雨（災害救助法適用）
平成11年9月	台風18号による被災
平成16年9月	台風18号による被災
平成18年9月	台風13号と前線による集中豪雨（激甚災害指定）
平成22年7月	梅雨前線による集中豪雨（激甚災害指定：局激）
平成22年12月～3月	芸北地域を中心とした大雪
平成29年7月	台風3号通過後の前線による集中豪雨（激甚災害指定：局激）
平成30年5月～7月	平成30年7月豪雨、台風第7号（激甚災害指定：本激）
令和元年7月	令和元年7月豪雨
令和2年7月	令和2年7月13、14日豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨（災害救助法適用、激甚災害指定：本激）

## 第2章 災害予防計画

## 第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における緊急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 町土の保全に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 住民の防災活動の促進に関する事項
- 4 調査、研究に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者(災害時要援護者)対策に関する事項
- 9 広域避難の受入に関する事項

## 第2節 町土の保全に関する事項

### 1 目的

この計画は、災害に強い町土を形成することにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

### 2 現況及び対策

#### (1) 治 山

##### ア 実施責任者

町、県、近畿中国森林管理局

##### イ 現 況

本町は、北及び西は中国山地の稜線が連なり、北西地域は、集落地や農地は高原状の地形となっている。北東地域でも、北西地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに平地部が広がり、山々やそれから伸びる丘陵地とともに、高原状の地形を構成している。木材需要の低迷による林業従事者の減少等により、人工林の荒廃が進んでいる。

このため、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

##### ウ 対 策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等の計画的な実施を要請する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

#### (2) 河 川

##### ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局、ダム管理者

##### イ 現 況

本町の河川は、各河川管理者により、河川改修やダム建設事業等による河川整備等が進められているが、未改修河川も残され、一方で、農地の荒廃や人工林等の管理能力の低下に伴い、自然の持つ保水能力が低下しており、短時間内の豪雨などにおける家屋の浸水等の不安がある。

##### ウ 対 策

洪水による災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持等を図るため、関係機関と連携しながら、未改修河川の堤防・護岸等の整備、河川環境の整備・保全など必要な河川事業、水防事業を促進する。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし

て、流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

### (3) 砂 防

#### ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

#### イ 現 況

本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。特に花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすい状況にある。また県全体でも土砂災害警戒区域数が全国最多である。

#### ウ 対 策

土砂災害対策については、関係住民の理解と協力を得ながら、県調査結果以外の危険箇所の把握に努め、必要な点検等を行うとともに、県に対して法指定の促進、また「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網等を含む危険箇所」及び「町地域防災計画に位置づけられている避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施するよう働きかけていく。

### (4) ため池

#### ア 実施責任者

町、県、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という）

#### イ 現 況

本町には、重要ため池（農業用）のほか、中小規模のため池が多数あるが、農家の高齢化、水田の荒廃等に伴い、維持管理が低下し、ため池の老朽化等による決壊等のおそれのあるため池が増加している。

#### ウ 対 策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう町はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、町及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努め

る。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、町が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び町は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

(5) まちづくり

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い土地へ居住を誘導する取組を推進する。

(6) 空家

ア 実施責任者

町

イ 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

ウ 対策

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(7) 盛土

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

### 第3節 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項

#### 1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止するものとする。

なお、施設の新設又は改良にあたっては、耐震化を図るよう努めるものとする。

#### 2 実施責任者

災害予防責任者

#### 3 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

(1) 水害予防に関する施設・設備

(2) 風害予防に関する施設・設備

(3) 雪害予防に関する施設・設備

(4) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備

(5) 建造物災害の予防に関する施設・設備

(6) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備

(7) その他の防災に関する施設・設備

#### 4 実施方法

施設・設備の新設又は改良については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画に従って実施するものとし、必要により町防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

## 第4節 住民の防災活動の促進に関する計画

### 1 方針

この計画は、住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織等の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めることを目的とする。なお、これらの実施にあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努める。なお、防災ボランティアについては、県、町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、広島県防災対策基本条例の理念を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の精神で、個人や家庭、地域、企業や団体、町等それぞれが自らの役割を認識し、相互の連携のもと減災のための継続的な取組みにより「防災協働社会」の構築を目指すものとする。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### 2 防災教育

各種の災害について必要な知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、住民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止するものとする。

#### (1) 実施責任者

災害予防責任者

#### (2) 実施内容

##### ア 防災思想の普及、徹底

住民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

##### イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、町ホームページ、等で、防災週間や防災とボランティア週間等の機会を通じて、専門家の知見も活用し

ながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設等の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 河川への大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- n その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター等による普及啓発
- b ちゅピCOM等放送施設による普及啓発
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- d 映画、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等（幼年消防クラブの活動を含む）を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g その他時宜に即した方法による普及啓発
- h 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

オ 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、職員に対して防災・減災教育の周知徹底を図るとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

カ 児童、生徒等に対する教育

教育委員会は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、強化、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知

識や各学校の防災計画等により指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

また、少年消防クラブ、幼年消防クラブを育成・強化し、クラブの活動を通じて防災意識の浸透を図る。

キ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、各種災害に対する普及啓発活動を実施する。

### 3 防災訓練

#### (1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとするを目的とする。

#### (2) 実施責任者

災害予防責任者

#### (3) 実施内容

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

ア 災害広報

イ 避難誘導

ウ 消火活動

エ 水防活動

オ 交通規制

カ 救護活動

キ 非常無線通信

ク 消防広域応援要請

ケ 自衛隊派遣要請

コ 行方不明者の捜索活動

サ 食料供給・給水活動

シ 緊急道路の確保

ス 緊急物資の輸送

セ 通信施設・電力設備・水道施設の応急復旧

ソ 他の市町との広域応援

タ 山岳遭難者の救助活動

チ 避難救助及び非常招集

ツ 緊急地震速報を利用した安全確保行動

テ その他防災に関する活動

#### (4) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、

場所、参加団体等を決定して実施する。

町防災会議は、自ら総合訓練を主催するとともに、必要により町が実施する防災訓練の調整を行う。

町は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

#### 4 消防団への入団促進

##### (1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

##### (2) 実施責任者

町、県

##### (3) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

また、県は、町が行う消防団の入団促進等について指導・支援に努める。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ (社) 全国消防機器協会等会社社員の入団促進

ウ 女性消防団員の組織化及び女性の入団促進

エ 若年層の入団促進

オ 消防団員の活動環境の整備

カ 消防団と事業所の協力体制の推進

#### 5 地区防災計画の策定等

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

#### 6 自主防災組織の育成、指導

##### (1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民

又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 町

基本法第5条第2項の規定により、町内における自主防災組織の育成、指導に努める。

イ その他の災害予防責任者

県及び県内市町の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施事項

町は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

イ 防災リーダー養成のための講習会等の開催

ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存の組織である自治振興会等を活用する。

イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集及び伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及

(ウ) 防災訓練の実施

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災資機材等の備蓄、整備、点検

イ 災害時の活動

(ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導活動

(エ) 避難行動要支援者の避難支援

(オ) 救出救護活動

(カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(6) 県の協力・支援

県は、市町の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門知識・技

能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。

また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

## 7 ボランティア活動の環境整備

### (1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

### (2) 実施責任者

町、町社会福祉協議会、広島県社会福祉協議会及び日本赤十字社広島県支部

### (3) 実施内容

ア 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 県及び町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 北広島町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援及びリーダーの育成に努めるものとし、町はこれらの取り組みを支援する。

オ 北広島町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が有機的に機能するよう北広島町被災者生活ボランティアサポートセンターを設置し、必要な研修及び訓練等を行う。

## 8 企業防災の促進

### (1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

### (2) 実施責任者

町、企業、商工会

### (3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継

続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 9 県民運動の推進

### (1) 目的

県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

### (2) 内容

県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

#### ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動をとること。

#### イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

## 第5節 調査、研究に関する計画

### 1 目的

この計画は、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期するものとする。

### 2 実施責任者

災害予防責任者

### 3 実施事項

- (1) 県及び防災関係機関の協力を得て、防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 県及び防災関係機関が実施する災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究への協力
- (3) 県及び防災関係機関の調査研究結果のうち、本町に関わる部分の公表

### 4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、町防災会議が関係機関との調整に当たる。

## 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

### 1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

### 2 災害発生直前の応急対策への備え

#### (1) 配備動員体制の整備関係

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の参集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章で定める。

また、本計画第3章において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知する。

各実施部の班長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとする。

#### (2) 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

#### (3) 気象情報等の伝達体制

##### ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット、CATV等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

##### イ 一斉情報配信システム等による情報伝達

町は、一斉情報配信システム等による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

##### ウ 伝達手段の多重化、多様化

町は、町民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Lアラート）、音声告知、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの

整備を行うものとする。

(4) 住民等の避難誘導

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(5) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT 西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達するため、きたひろネット加入促進を図るとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議し、マニュアルを作成して災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 町及び県は、災害による通信網の途絶や通信の集中による混乱に備え、衛星携帯電話等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。

エ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

オ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

カ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

キ 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

#### 4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

##### (1) 自衛隊災害派遣関係

ア 町は、平素から、町における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署として危機管理課を指定し、職員の指定及び配置を行うものとする。

イ 町は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 町は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、大型ヘリ用ヘリポートを選定する際は、極力、舗装された場所、天然芝生（人工芝不可）または草地で100m×100m以上の場所とする。

##### (2) 相互応援協力関係

ア 災害時における相互応援を円滑に実施するため、町は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に係る防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

町は、県や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### 5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合は、県へ速やかに要請できるよう伝達手段を確立しておくものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 町は、災害発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ町民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

町民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

災害により火災が発生したときは、町民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 災害発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 災害発生直後に、町民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 災害発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 災害発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、町及び県、防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(3) 危険物等災害応急対策関係

事業所においては、災害の発生に備え、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する

とともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

## 7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

### (1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

### (2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

### (3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関の運行停止、道路通行止等で、帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

### (4) 孤立集落対策

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

ア 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄

イ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

ウ 避難計画の整備や避難訓練の実施

### (5) 感染症の自宅療養者等対策

県保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## 8 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

### (1) 食料供給関係

ア 町は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

### (2) 給水関係

ア 町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

#### (ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹道路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

#### (イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

#### (ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 町は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

### (3) 生活必需品等供給関係

町は、被災者に対し寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

#### (4) 救援物資の調達・配送関係

町内で大規模な災害が発生し、町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備えて、県へ民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保に向けた体制を整備する。

また、町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 9 燃料確保の備え

町は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両、災害対応車両及び重機、防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるとともに、災害発生後においては、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

#### 10 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対応ができるよう、建設業団体との災害協定の締結を推進するものとする。

#### 11 建設業等の担い手の確保・育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

#### 12 空家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

#### 13 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、

相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

#### 14 文教関係の備え

##### (1) 避難計画の作成

町教育委員会及び学校長は、あらかじめ町長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

##### (2) 応急教育計画の作成

町教育委員会及び学校長は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

##### (3) 園児・児童・生徒に対する防災教育

ア 町教育委員会は、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施について、公立学校の管理者を指導する。

イ 町立学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

##### (4) 学校施設の耐震化

町は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、できるだけ早い時期に、学校施設の耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

##### (5) 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

##### (6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は社会教育施設の管理者は、町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

##### (7) 教職員に対する研修

町教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

##### (8) 社会教育等を通じた啓発

町教育委員会は、P T A、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

#### 15 放射線への備え

県は、環境中の放射線の状況について、環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。

#### 16 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

## 第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画

### 1 方針

防災関係機関は、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

### 2 洪水浸水想定区域等の指定

#### (1) 洪水浸水想定区域の指定

ア 県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、町長に通知するものとする。

(ア) 水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川

北広島町関係河川：なし

(イ) 避難判断水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川

北広島町関係河川：志路原川、冠川

イ 洪水浸水想定区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 指定避難場所

(ウ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(エ) これらの施設の名称及び所在地

(オ) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

#### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

ア 県は、住民等へ土砂災害の危険性を早期に周知するため、基礎調査結果を公表しなければならない。

イ 県は、町長の意見を聴いて、町域内の土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

ウ 土砂災害警戒区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。

(ア) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、行政区、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

(イ) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

(ウ) 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

(エ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、住宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者情報の共有

(オ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の提供及び伝達体制

(カ) 避難訓練の実施

(3) 警戒すべき区域ごとの警戒避難体制の整備

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に指定された区域及び当該区域ごとの警戒避難体制に関する事項は、本計画の部門計画である「北広島町水防計画」に定める。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、当該町が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

### 3 ハザードマップの作成について

県が町域で洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域等」という。）を指定した場合、町は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」

として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- (1) 町地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水期の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

#### 4 避難計画の作成等

##### (1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場、映画館等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者は、町長が避難の指示等を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、町長と協議して避難計画を作成しておく。

##### (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

町は、公園、集会所、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

##### ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が指定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火災等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等への周知を図るとともに、自治振興会、自主防災組織や消防団と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努めるものとする。

##### イ 指定避難所の指定・周知

町は、集会所、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等

を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

#### (ア) 指定避難所

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

#### (イ) 福祉避難所

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

### (3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が10~15mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には緊急車両及び一般車両の通行規制を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水等による冠水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、

避難路として選定しないものとする。

#### (4) 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### (5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

### 5 住民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び第29条に基づき、地すべりなどの重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの指示の判断に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を町長に通知し、併せて一般に周知する。

町は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な

場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

## 6 指定避難所等の整備

(1) 町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等

ウ 要配慮者にも配慮した施設・設備

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

オ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

キ 指定避難所の電力容量の拡大

ク 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(2) 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮する。

(3) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(4) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

## 7 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は、飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難場所等での、適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受け入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

## 第8節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

### 1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

### 2 実施責任者

災害予防責任者

### 3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救護用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

### 4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

#### (1) 備蓄数量

備蓄数量は、県との役割分担及び地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

#### (2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

#### (3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

## ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品について、可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

## イ 町

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

## ウ 県

原則として町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

### (4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

### (5) 備蓄場所

町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては、孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

## 5 備蓄及び調達体制の確立

### (1) 食料

#### ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

#### イ 備蓄量等

##### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

##### (イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、災害時要援護者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

#### ウ 食料の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

### (2) 飲料水

#### ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

#### イ 飲料水の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

### (3) 生活必需品等

#### ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、備蓄に努めるものとする。

#### イ 備蓄量等

##### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

##### (イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

#### ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

### (4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

#### ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

## 第9節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

### 1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

### 2 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の充実に努める。

(2) 町は、新たな土地利用を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

### 3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

#### (1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、災害発生時において施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

#### (2) 避難体制の整備

町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

#### (3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努め

るよう指導する。

また、町は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設等の整備を指導する。

また、町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

#### 4 在宅の避難行動要支援者対策

##### (1) 組織体制の整備

町は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

##### (2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

##### (3) 環境の整備

町は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、スロープ化の推進、障害者用トイレ・手すり・点字案内板の設置など、環境の整備に努める。

##### (4) 防災器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

##### (5) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、防災担当課（危機管理課）や福祉担当課（福祉課）など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

## (6) 個別避難計画

ア 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当課（危機管理課）と福祉担当課（福祉課）など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## (7) 避難行動要支援者の避難誘導等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

## 5 要配慮者への啓発・防災訓練

### (1) 防災知識等の普及啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布による罹災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

### (2) 防災訓練

町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

## 6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の避難体制

### (1) 避難確保計画の作成

北広島町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

### (2) 町長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告するものとする。

### (3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練をおこなわなければならない。

## 第 10 節 広域避難の受入に関する計画

### 1 方針

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から広島県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

### 2 被災住民の受け入れ

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、町と協議するものとする。

この場合、町は、町自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

### 3 被災住民の受け入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受け入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、町へ報告する。

(2) 町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

### 4 県の支援

被災住民の受け入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、市町は、県に対して支援要請を行う。要請を受けた県は、被災住民の円滑な受け入れを行うため、必要な支援を行う。

## **第 3 章 災害応急対策計画**

## 第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長及びその他執行機関の長、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長及び公共的団体の長及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下、この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難収容及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教・保育計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 主な災害の特質及び対策に関する事項

## 第2節 災害発生直前の応急対策に関する事項

### 第1項 組織、動員計画

#### 1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備、動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

#### 2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部で行う。
- (3) 町における災害応急対策の分掌は、北広島町課設置条例（平成17年条例第8号）、北広島町行政組織規則（平成19年規則第4号）、北広島町教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年規則第5号）、北広島町議会事務局処務規程（平成17年議会訓令第2号）の定めるところにより行い、その総合調整は危機管理課で行う。

#### 3 災害対策本部

町は、総合的な対策を講じるため、特に町長が必要と認めるときに災害対策基本法第23条の2の規定に基づく北広島町災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。

##### (1) 設置の基準

災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災対本部の設置に係る基準は次のとおりである。

災害の種類	設置基準	災害対策本部設置に当たっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	①本町に「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき。 ②町内に「氾濫危険情報」が発表され、水位が今後も上昇すると見込まれるとき。 ③相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ④災害応急対策のため、広島県知事等に自衛隊の災害派遣要請の要求をしたとき。
地震	自動設置	町内で震度5強以上を観測したとき。
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき。	①町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ②南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき
林野火災	総合的な対策を講ずる	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家

	ため、特に町長が必要と認めるとき。	又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、町長が必要と認めるとき。	

(2) 組織

災対本部の組織は、北広島町災害対策本部条例（平成 17 年条例第 213 号）の規定により、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長は、基本法第 23 条の 2 の規定により町長をもって充て、副本部長には副町長、教育長、本部員の統括に危機管理監、本部員に各課長、消防長及び消防団長をもって充てる。

イ 災害対策本部の本部長（町長）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長が指揮をとるものとする。また、副本部長については、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。

ウ 災害対策本部に部、班を設け、部に部長、班に班長を置く。

エ 災害対策本部に事務局を置き、その事務は危機管理課及び総務課総務係で処理する。

事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には危機管理監、事務局員には危機管理課員及び総務課職員をもって充てる。

オ 災害対策本部のもとに災害対策支部（以下「災対支部」という。）を置き、支部長には支所長をもって充て、副支部長に支所次長をもって充てる。

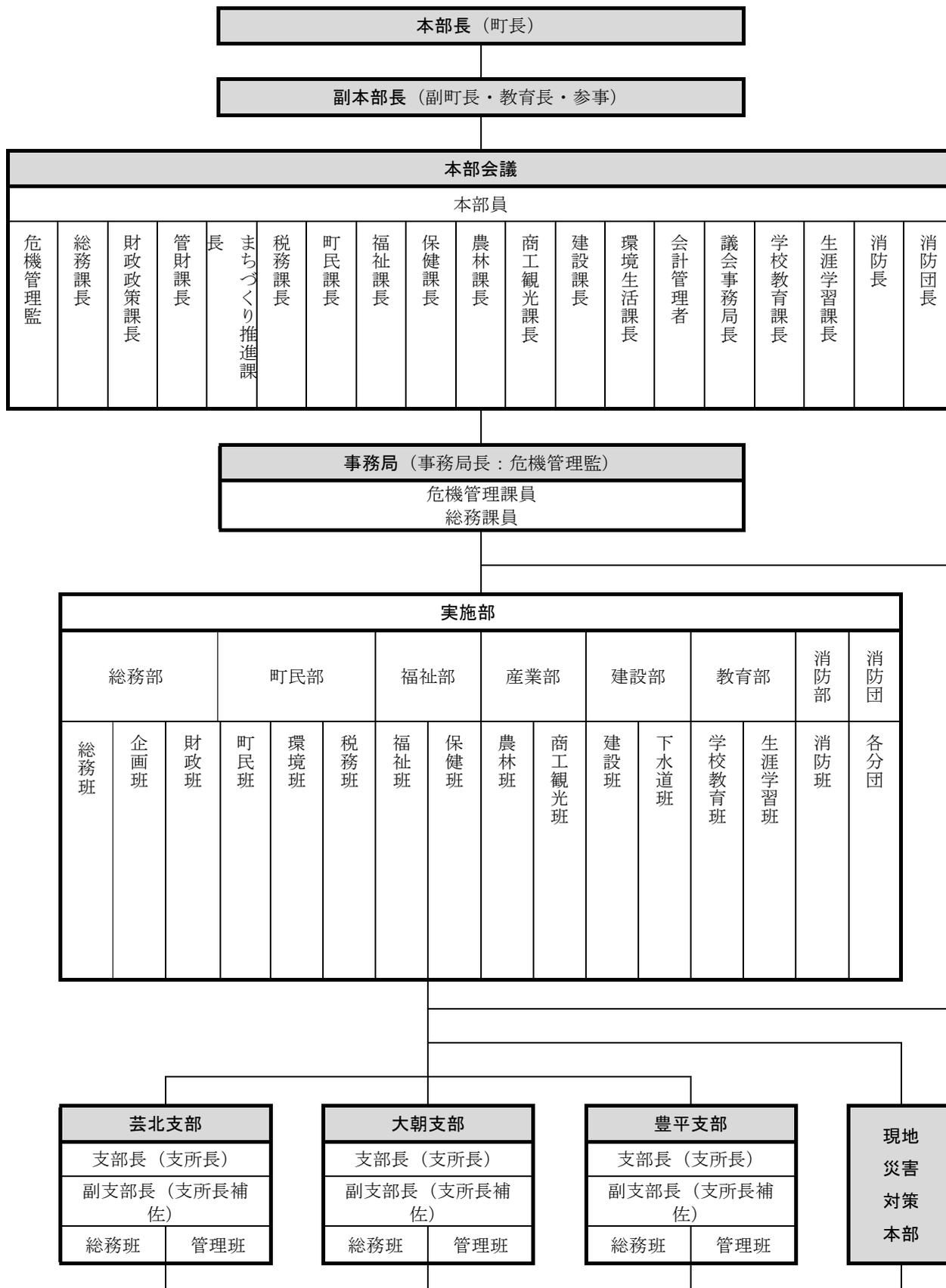
カ 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

キ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

ク 災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど連携を図る。

ケ 以上による災害対策本部の組織を図示すれば次のとおりである。

■北広島町災害対策本部組織図



(3) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、町防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 設置及び廃止の手続

ア 災害対策本部を設置した場合、町長は、本部の名称、設置場所等を公示する。

イ 災害対策本部を設置した場合、町長は、防災会議を構成する各委員及び防災関係機関に通知する。また、知事（県危機管理監。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、県災害対策本部情報連絡班（以下、この章において同じ。））に通知する。

ウ 災害対策本部を廃止した場合も前号と同様の手続を行う。

(5) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の部、班及び事務分掌は次のとおりとする。

■災害対策本部の組織及び分掌事務

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
危機管理課 (危機管理 監)		危機管理課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>2 県災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 防災関係各機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 災害応急対策に関すること。</li> <li>5 消防団との調整に関すること。</li> <li>6 自衛隊及び他の地方公共団体等に対する応援依頼に関すること。</li> <li>7 気象状況の収集伝達に関すること。</li> <li>8 罹災証明の発行に関すること。(災害の状況に応じ臨時窓口を税務課に設置)</li> </ol>
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長 補佐又は総 務係長、議 会事務局長 )	総務課員 議会事務局員	<p>【DX推進係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部用PC・庁内ネットワーク及び機器の設置に関すること</li> <li>2 庁舎内電話回線の保守管理に関すること。</li> <li>3 臨時有線電話の応急架設に関すること</li> <li>4 ちゅび°COM施設の被害調査及び応急普及に関すること。</li> <li>5 本部、関係機関から提供される防災情報の放送・広報に関すること。</li> <li>6 記録写真、記録映像の作成に関すること。</li> </ol> <p>【行政管理係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 職員の動員・配置に関すること。</li> <li>8 各部各班各支部との連絡調整に関すること。</li> <li>9 受援体制(人員等)の整備に関すること。</li> </ol> <p>【総務係・議会事務局員】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10 災害対策本部、応援者の執務室の確保。</li> <li>11 応援者の駐車場の確保。</li> <li>12 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>13 電話等による災害情報の連絡、報告を記録(災害状況メモ)</li> <li>14 災害対策本部の庶務に関すること。</li> <li>15 報道機関に対する情報提供、各種情報の提供、協力要請その他連絡に関すること。</li> <li>16 災害に係る議会活動に関すること。</li> </ol>
	企画班 (まちづく り推進課長 )	まちづくり推 進課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害視察者及び見舞客の接遇に関すること。</li> <li>2 民間団体に対する協力要請・受援に関すること。</li> <li>3 職員の給食及び衛生管理に関すること。</li> <li>4 車両の調整及び緊急輸送計画に関すること。</li> <li>5 被災者相談窓口に関すること。</li> <li>6 路線バス、タクシー事業者等との連絡調整に関すること。</li> <li>7 地域づくりセンター、指定管理施設の開放及び施設の被害調査、応急復旧に関すること。</li> <li>8 指定管理施設の避難所運営に関すること。</li> </ol>

	財政班 (財政政策課長、管財課長、会計室長)	財政政策課員 管財課員 会計室員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町庁舎、所管財産の災害予防及び応急復旧に関する事</li> <li>2 復旧資材等の調達に関する事</li> <li>3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関する事</li> <li>4 食料（義援食料含む）の調達及び支給、非常炊出しに関する事</li> <li>5 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関する事</li> <li>6 災害対策の予算の措置に関する事</li> <li>7 災害関係経費集約に関する事</li> <li>8 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関する事</li> <li>9 災害関係会計事務に関する事</li> </ol>
町民部 (環境生活課長)	町民班 (町民課長)	町民課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民部の統括に関する事</li> <li>2 被災地等清掃作業関係の統括に関する事</li> <li>3 ごみ処理に関する事</li> <li>4 埋火葬に関する事</li> </ol>
	環境班（課長補佐）	環境生活課環境管理係員	
	税務班 (税務課長)	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者及び家屋の被害調査に関する事</li> <li>2 税等の減免に関する事</li> <li>3 罹災証明書の発行（臨時窓口設置の場合）</li> </ol>
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (福祉課長補佐又は地域福祉係長)	福祉課員（福祉事務所員）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営、被災者の収容及び介護の総括に関する事</li> <li>2 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事</li> <li>3 災害救助法に関する事</li> <li>4 被災者の応急相談に関する事</li> <li>5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関する事</li> <li>6 応急救助経費の予算執行に関する事</li> <li>7 応急救助物資の配布及び貸与に関する事</li> <li>8 義援金品の受付及び配分に関する事</li> <li>9 死体の捜索及び処理に関する事</li> <li>10 迷子に関する事</li> <li>11 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関する事</li> </ol>
	保健班 (保健課長)	保健課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護活動に関する事</li> <li>2 被災地域の防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関する事</li> <li>3 医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>4 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事</li> <li>5 被災地域、避難所における感染症の予防及び調査に関する事</li> <li>6 保健・衛生施設等の被害調査及び応急措置に関する事</li> </ol>

産業部 (農林課長)	産業班 (農林課長補佐又は農業振興係長)	農林課員 農業委員会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業部の統括に関する事</li> <li>2 農産物の被害調査に関する事</li> <li>3 家畜の被害調査に関する事</li> <li>4 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関する事。</li> <li>5 家畜の防疫に関する事。</li> <li>6 農業被害に対する金融措置に関する事。</li> <li>7 農業協同組合等との連絡調整に関する事。</li> <li>8 林産物の被害調査に関する事。</li> <li>9 林業被害に対する金融措置に関する事。</li> <li>10 森林組合等との連絡調整に関する事。</li> <li>11 漁業被害に対する金融措置に関する事。</li> <li>12 漁業協同組合等との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業等の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。</li> <li>2 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事。</li> <li>3 商工団体との連絡調整に関する事。</li> <li>4 観光客に関する事。</li> <li>5 観光施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。</li> </ol>
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐又は管理係長)	建設課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設部の総括に関する事。</li> <li>2 道路交通情報の収集及び広報依頼に関する事</li> <li>3 道路・橋梁・河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 災害用資材調達</li> <li>5 危険箇所等の警戒巡視に関する事。</li> <li>6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。</li> <li>7 住居に係る障害物の除去に関する事。</li> <li>8 応急住宅の建設工事及び応急修理に関する事。</li> <li>9 応急架設住宅入居者の選定に関する事。</li> <li>10 復旧に係る建築指導及び相談に関する事。</li> <li>11 土木関係災害復旧事業の総括に関する事。</li> <li>12 農地、山林、林道、農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>13 被災建築物危険度判定に関する事。</li> </ol>
	下水道班 (下水道係長)	環境生活課 下水道係員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 下水道施設の維持管理に関する事。</li> <li>3 指定工事店との連絡調整に関する事。</li> <li>4 下水道復旧資材等の調達に関する事。</li> <li>5 広島県水道広域連合企業団との連携に関する事。</li> </ol>
教育部 (学校教育課長)	学校教育班 (学校教育課長補佐又は学校総務係長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育部の統括に関する事。</li> <li>2 学校施設の被害調査、開放及び応急復旧に関する事。</li> <li>3 通学路の被害調査に関する事。</li> <li>4 教職員の動員に関する事。</li> <li>5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関する事。</li> <li>6 被災学校の保健衛生に関する事。</li> <li>7 被災児童及び生徒の学用品の調達あつ旋に関する事。</li> </ol>

			と。 8 被災学校の応急教育に関する事。 9 教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。 10 部内の応援に関する事。 11 職員の支部派遣に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	1 公民館、文化施設、体育施設等の被害調査、開放及び施設の応急復旧に関する事。 2 指定管理施設の避難所運営に関する事。 3 文化財の被害防止に関する事。
消防部 (消防長)	消防班 (次長) (総務課長) (消防課長) (消防署長)	消防本部総務課員 消防本部消防課員 消防署員	1 救助活動 2 消防活動(消防団活動との連携)に関する事。 3 避難指示等の伝達に関する事。 4 消防関係情報の収集及び報告に関する事。 5 火災等の被害調査に関する事。 6 罹災証明書発行(火災)
消防団 (消防団長)	消防団 (消防団副団長)	各分団員	1 救助活動 2 消防活動(消防署との連携)に関する事。 3 避難指示等の伝達に関する事。 4 消防関係情報の収集及び報告に関する事。 5 火災等の被害調査に関する事。

注：( )内は部長又は班長相当職

#### ■災害対策支部の組織及び分掌事務(各支部共通)

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
支部 (支所長)	総務班 (支所長補佐又は地域づくり係長)	地域づくり係員	1 学校施設、公民館、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関する事。(教育部、総務部規格班と連携) 2 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関する事。(福祉課と連携) 3 被災者の把握、応急相談に関する事。 4 災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 支部地域災害情報・気象状況の収集伝達に関する事。 6 職員の動員・配置状況に関する事。(総務部総務班と連携) 7 罹災証明の発行に関する事。(危機管理課と連携) 8 ごみ処理に関する事。(町民部と連携)
	管理班 (支所長補佐又は産業建設係長)	産業建設係員	1 下水道等の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部下水道班と連携) 2 道路関係の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部建設班と連携) 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部建設班と連携) 4 町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事。(建設部建設班と連携)

			5 農地、山林、林道、農林業施設の被害調査に関する こと。(建設部建設班と連携) 6 農林水産物の被害調査に関すること。(産業部産業 班と連携)
--	--	--	---

注：( ) 内は支部長又は班長相当職

(6) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

(7) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、北広島町役場本庁舎とし、代替施設は、北広島町まちづくりセンター、若しくは本庁舎に近い町の施設とし、被災の状況により定めるものとする。

災害対策本部の設置場所の玄関付近には「北広島町災害対策本部」を掲示する。

4 配備及び動員

(1) 配 備

ア 夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を危機管理課が整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

イ 災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、職員の配備については、次の体制によって対処する。

【注意体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
注意体制	<p>気象業務法に基づく注意報が発令されたときの体制で、情報収集及び連絡活動を主として行い、状況に応じて更に警戒体制配備に迅速に移行できる体制。</p> <p>【役場本庁】 ・危機管理課職員、建設課員、警報当番に当たる者は、警報発表に備え、気象情報に注意。</p>	<p>①本町に注意報、「大雨・洪水・大雪」が発表されたとき。 ②町内に震度3の地震が発生したとき。 ③その他災害が発生する恐れがあるとき。</p>	<p>① 危機管理課職員、建設課職員は、気象情報に注意。 ② 危機管理課職員は、状況に応じて警報発表に備えるよう本庁・各支所の警報当番班長に連絡。</p>

【警戒体制の基準】

種 別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
第1警戒体制	<p>気象業務法に基づく警報が発令されたとき、又は災害の発生が予想されるとき、並びに大規</p>	<p>①本町に気象警報(大雨・洪水・暴風)のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>①危機管理監は・建設課長は、警報の内容により、予想される災害</p>

警戒体制	(大雨) (洪水) (暴風) 警報	<p>横な火災若しくは爆発等による災害の発生時に必要に応じてとる体制で、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制。</p> <p>【役場本庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理監及び建設課長。</li> <li>・災害種に対応する関係課長。</li> <li>・危機管理課員1人以上</li> <li>・建設課員1人以上</li> <li>・災害種に対応する関係課員</li> <li>・警報当番員3人</li> </ul> <p>【役場支所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報当番員3人</li> </ul> <p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ連絡</li> </ul>	<p>②町内に震度4、震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>③大規模な火災若しくは爆発等による災害、特殊災害が発生したときで、危機管理監が判断したとき。</p> <p>④その他、危機管理監が注意体制では対応できないと判断したとき。</p>	<p>の対策を講じるために必要な職員を配備する。</p> <p>②当直者は、警報受達した場合、警報当番班長に連絡、班長は班員を召集する。</p> <p>③課長等は、第2次警戒体制発令に備えて準備、連絡待ち。</p>
	第1警戒体制 (大雪) 警報	<p>【役場本庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課大雪警報時勤務体制表による。(大雪警報は、主に建設課で対応)</li> <li>・建設課長</li> <li>・危機管理課員1人以上</li> <li>・警報当番(原則なし)</li> </ul> <p>【役場支所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設管理係</li> <li>・警報当番(原則なし)</li> </ul> <p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ連絡</li> </ul>	本町に気象警報(大雪)が発表されたとき。	建設課長は、降雪の状況により、第2警戒体制、非常体制に移行の可能性がある場合、危機管理監と協議。
	第2警戒体制 災害警戒本部設置 (大雨) (洪水) (暴風) 警報	<p>第1次警戒体制では対応が困難な場合で、状況により非常体制に直ちに移行できる体制。</p> <p>【役場本庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部(本部長：危機管理監)</li> <li>・災害警戒本部の各部長及び班長、総務班及び災害種に対応する関係課全員(自然災害(気象警報等)の場合は建設班全員)</li> <li>・その他の各班1人以上</li> </ul> <p>【役場支所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒支部の支部長、副支部長及び班長のほか各班2人以上</li> </ul> <p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長(本庁)</li> </ul>	<p>①本町に気象警報(大雨・洪水・暴風)のいずれかが発表され、災害発生が確実と予想される時。</p> <p>②町内に「土砂災害警戒情報」又は、「氾濫危険情報」が発表されたとき。</p> <p>③本町の全部または一部が台風の暴風域内に入ることが確実となったとき。</p> <p>④町内に震度4、震度5弱の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。</p> <p>⑤大規模な火災、特殊災害が発生し、危機管理監が必要と判断したとき。</p> <p>⑥その他町長が第2警戒体制を指令したとき又は危機管理監が第1次警戒体制で</p>	<p>①災害警戒本部組織図及び分掌事務のとおり、危機管理監、各部長、各班長は、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備する。</p> <p>②各部長、各班長は、非常体制に移行した場合に備えるよう、全職員に連絡。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副団長 (担当エリアの支所)</li> </ul>	<p>は対応できないと判断したとき。</p>	
<p>第2警戒体制 災害警戒本部設置  (大雪)警戒</p>	<p>【役場本庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課長、危機管理監、災害警戒本部の各部長及び班長、総務班及び災害種に対応する関係課全員（自然災害(気象警報等)の場合は建設班全員)</li> <li>・その他の各班長1人以上</li> </ul> <p>【役場支所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒支部の支部長、副支部長及び班長のほか各班2人以上</li> </ul> <p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ連絡</li> </ul>	<p>本町に気象警報（大雪）が発表され、警戒積雪深に達した場合、建設課長と西部建設事務所安芸太田支所長が協議し、警戒体制を決定したとき。 (警戒積雪深：八幡220cm、川小田197cm、大朝85cm)</p>	<p>災害警戒本部組織図及び分掌事務のとおり、各部長、各班長は、予想される災害の対策を講じるために必要な職員を配備。</p>

【非常体制の基準】

種別	配備体制	配備の時期	職員の配備・編成
<p>非常体制  災害対策本部設置</p>	<p>災害対策本部・支部を設置したときの体制で、救助活動、応急対策、被害の防御と拡大防止及び軽減に向けて総力をあげて対処する体制。</p> <p>【役場本庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部 (本部長：町長)</li> <li>・本庁全職員</li> </ul> <p>【役場支所】</p>	<p>①本町に「特別警報（大雨、暴風、大雪）が発表されたとき。</p> <p>②町内に「氾濫危険情報」が発表され、水位が今後とも上昇すると見込まれるとき。</p> <p>③相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p> <p>④災害応急対策のために、</p>	<p>①災害対策本部組織図、災害対策本部の組織及び分掌事務のとおり、各部、各班を編成し、予想される災害又は発生した災害対策を講じるために必要な職員を配備。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況により災害対策支部を設置 (支部長：支所長)</li> <li>・支所全職員</li> <li>【消防団】</li> <li>・団長（本庁）</li> <li>・副団長（担当エリア支所へ）</li> </ul>	<p>自衛隊の派遣要請を広島県知事等に要求したとき</p> <p>。</p> <p>⑤その他必要により町長が非常体制を指令したとき</p> <p>。</p> <p>⑥町内に震度5強以上の地震が発生したとき。</p>	
--	---	---	--

(2) 災害対策本部設置前の措置

ア 各課において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、人員の配備及び災害状況を危機管理課に連絡し、応急対策の連携を確保するとともに、危機管理監は状況に応じ注意体制又は警戒体制をとる。

イ 注意体制及び警戒体制

(ア) 注意体制

注意体制は危機管理課及び建設課職員を配備するとともに、状況に応じて必要な人員を配備する。

(イ) 警戒体制

危機管理監は、気象警報の一以上が本町に発表されたとき、町内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき、大規模な火災若しくは爆発等による災害、特殊災害が発生したとき、災害注意体制では対応できないと判断したときは、消防長、建設課長と協議し、第1警戒体制、又は第2警戒体制とした災害警戒本部を設置する。

a 第1警戒体制

第1警戒体制の責任者は危機管理監とし、危機管理監、建設課長が状況に応じた必要な人員を配備する。

災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行でき切り替え得る体制とする。

■第1警戒体制当初の組織及び分掌事務

課・支所	分掌事務	当初の要員
危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報その他各種情報収集に関すること。</li> <li>2 被害状況の把握に関すること。</li> <li>3 防災関係機関への連絡及び報告に関すること。</li> <li>4 住民への広報活動に関すること。</li> <li>5 関係各課への情報の伝達に関すること。</li> <li>6 職員の動員に関すること。</li> </ol>	2名
建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通情報の収集及び広報依頼に関すること</li> <li>2 被害状況の把握に関すること。</li> <li>3 防災関係機関への連絡及び報告に関すること。</li> </ol>	2名

b 第2警戒体制・災害警戒本部の設置

(a) 設置及び廃止の手続き

I 災害警戒本部を設置した場合、危機管理監は、町職員、知事（県危機管理監。ただし、県災害対策本部設置の場合は本部西部支部。）、防災関係機関に

通知する。

II 災害警戒本部を廃止した場合も前号と同様の手続きにより行う。

(b) 組織

I 災害警戒本部長は危機管理監をもって充て、災害警戒本部長は、随時災害状況等を町長に報告する。

II 本部に部、班を設け、部長及び班長を置く。

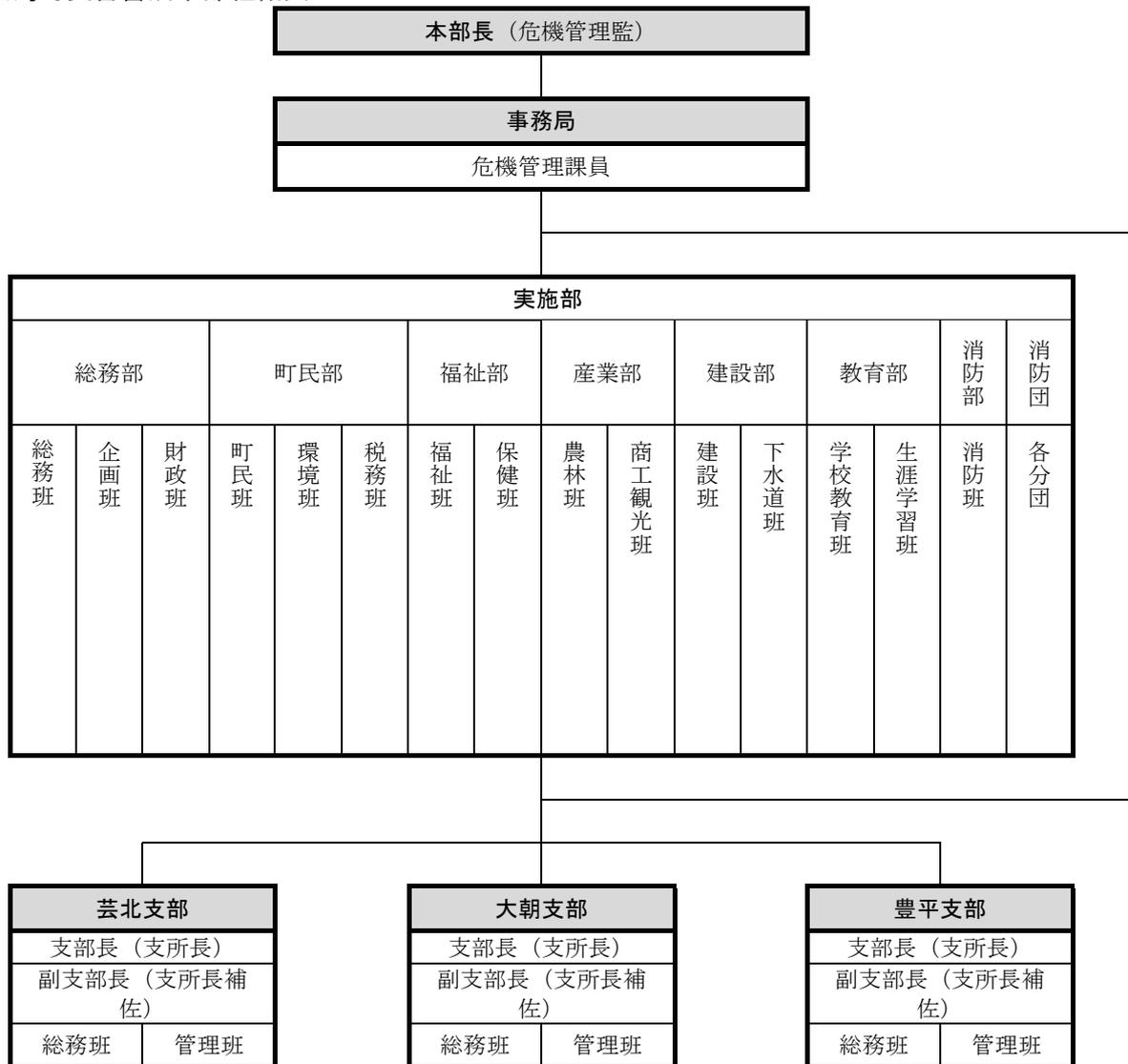
III 本部のもとに災害警戒支部を置き、支部長には支所長をもって充てる。

IV 支部に班を設け、班長を置く。

(c) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部及び災害警戒支部の運営等は、災害対策本部及び災害対策支部に準じ、災害警戒本部及び災害警戒支部の分掌事務及び職員の配備は次のとおりとする。

■北広島町災害警戒本部組織図



■災害警戒本部の組織及び分掌事務

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
危機管理課 (危機管理監)		危機管理課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>2 県災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 防災関係各機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 災害応急対策に関すること。</li> <li>5 消防団との調整に関すること。</li> <li>6 自衛隊及び他の地方公共団体等に対する応援依頼に関すること。</li> <li>7 気象状況の収集伝達に関すること。</li> <li>8 罹災証明の発行に関すること。(災害の状況に応じ臨時窓口を税務課に設置)</li> </ol>
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐又は総務係長、議会事務局長)	総務課員 議会事務局員	<p>【DX推進係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部用PC・庁内ネットワーク及び機器の設置に関すること</li> <li>2 庁舎内電話回線の保守管理に関すること。</li> <li>3 臨時有線電話の応急架設に関すること</li> <li>4 ちゅび°COM施設の被害調査及び応急普及に関すること。</li> <li>5 本部、関係機関から提供される防災情報の放送・広報に関すること。</li> <li>6 記録写真、記録映像の作成に関すること。</li> </ol> <p>【行政管理係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 職員の動員・配置に関すること。</li> <li>8 各部各班各支部との連絡調整に関すること。</li> <li>9 受援体制(人員等)の整備に関すること。</li> </ol> <p>【総務係・議会事務局員】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10 災害対策本部、応援者の執務室の確保。</li> <li>11 応援者の駐車場の確保。</li> <li>12 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>13 電話等による災害情報の連絡、報告を記録(災害状況メモ)</li> <li>14 災害対策本部の庶務に関すること。</li> <li>15 報道機関に対する情報提供、各種情報の提供、協力要請その他連絡に関すること。</li> <li>16 災害に係る議会活動に関すること。</li> </ol>
	企画班 (まちづくり推進課長)	まちづくり推進課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害視察者及び見舞客の接遇に関すること。</li> <li>2 民間団体に対する協力要請・受援に関すること。</li> <li>3 職員の給食及び衛生管理に関すること。</li> <li>4 車両の調整及び緊急輸送計画に関すること。</li> <li>5 被災者相談窓口に関すること。</li> <li>6 路線バス、タクシー事業者等との連絡調整に関すること。</li> <li>7 地域づくりセンター、指定管理施設の開放及び施設の被害調査、応急復旧に関すること。</li> <li>8 指定管理施設の避難所運営に関すること。</li> </ol>
	財政班	財政政策課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町庁舎、所管財産の災害予防及び応急復旧に関する</li> </ol>

	(財政政策課長、管財課長、会計室長)	管財課員 会計室員	<ul style="list-style-type: none"> <li>こと。</li> <li>2 復旧資材等の調達に関する事。</li> <li>3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関する事。</li> <li>4 食料（義援食料含む）の調達及び支給、非常炊出しに関する事。</li> <li>5 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関する事。</li> <li>6 災害対策の予算の措置に関する事。</li> <li>7 災害関係経費集約に関する事。</li> <li>8 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関する事。</li> <li>9 災害関係会計事務に関する事。</li> </ul>
町民部 (環境生活課長)	町民班 (町民課長)	町民課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 町民部の統括に関する事。</li> <li>2 被災地等清掃作業関係の統括に関する事。</li> <li>3 ごみ処理に関する事。</li> <li>4 埋火葬に関する事。</li> </ul>
	環境班（課 長補佐）	環境生活課環 境管理係員	
	税務班 (税務課長)	税務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者及び家屋の被害調査に関する事。</li> <li>2 税等の減免に関する事。</li> <li>3 罹災証明書の発行（臨時窓口設置の場合）</li> </ul>
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (福祉課長補 佐又は地域 福祉係長)	福祉課員（福 祉事務所員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営、被災者の収容及び介護の総括に関する事。</li> <li>2 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>3 災害救助法に関する事。</li> <li>4 被災者の応急相談に関する事。</li> <li>5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関する事。</li> <li>6 応急救助経費の予算執行に関する事。</li> <li>7 応急救助物資の配布及び貸与に関する事。</li> <li>8 義援金品の受付及び配分に関する事。</li> <li>9 死体の捜索及び処理に関する事。</li> <li>10 迷子に関する事。</li> <li>11 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関する事。</li> </ul>
	保健班 (保健課長)	保健課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護活動に関する事。</li> <li>2 被災地域の防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関する事。</li> <li>3 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事。</li> <li>5 被災地域、避難所における感染症の予防及び調査に関する事。</li> <li>6 保健・衛生施設等の被害調査及び応急措置に関する事。</li> </ul>

産業部 (農林課長)	産業班 (農林課長補佐又は農業振興係長)	農林課員 農業委員会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業部の統括に関する事</li> <li>2 農産物の被害調査に関する事</li> <li>3 家畜の被害調査に関する事</li> <li>4 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関する事。</li> <li>5 家畜の防疫に関する事。</li> <li>6 農業被害に対する金融措置に関する事。</li> <li>7 農業協同組合等との連絡調整に関する事。</li> <li>8 林産物の被害調査に関する事。</li> <li>9 林業被害に対する金融措置に関する事。</li> <li>10 森林組合等との連絡調整に関する事。</li> <li>11 漁業被害に対する金融措置に関する事。</li> <li>12 漁業協同組合等との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業等の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。</li> <li>2 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事。</li> <li>3 商工団体との連絡調整に関する事。</li> <li>4 観光客に関する事。</li> <li>5 観光施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。</li> </ol>
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐又は管理係長)	建設課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設部の総括に関する事。</li> <li>2 道路交通情報の収集及び広報依頼に関する事</li> <li>3 道路・橋梁・河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 災害用資材調達</li> <li>5 危険箇所等の警戒巡視に関する事。</li> <li>6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。</li> <li>7 住居に係る障害物の除去に関する事。</li> <li>8 応急住宅の建設工事及び応急修理に関する事。</li> <li>9 応急架設住宅入居者の選定に関する事。</li> <li>10 復旧に係る建築指導及び相談に関する事。</li> <li>11 土木関係災害復旧事業の総括に関する事。</li> <li>12 農地、山林、林道、農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>13 被災建築物危険度判定に関する事。</li> </ol>
	下水道班 (下水道係長)	環境生活課 下水道係員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 下水道施設の維持管理に関する事。</li> <li>3 指定工事店との連絡調整に関する事。</li> <li>4 下水道復旧資材等の調達に関する事。</li> <li>5 広島県水道広域連合企業団との連携に関する事。</li> </ol>
教育部 (学校教育課長)	学校教育班 (学校教育課長補佐又は学校総務係長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育部の統括に関する事。</li> <li>2 学校施設の被害調査、開放及び応急復旧に関する事。</li> <li>3 通学路の被害調査に関する事。</li> <li>4 教職員の動員に関する事。</li> <li>5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関する事。</li> <li>6 被災学校の保健衛生に関する事。</li> <li>7 被災児童及び生徒の学用品の調達あつ旋に関する事。</li> </ol>

			と。 8 被災学校の応急教育に関する事。 9 教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。 10 部内の応援に関する事。 11 職員の支部派遣に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	1 公民館、文化施設、体育施設等の被害調査、開放及び施設の応急復旧に関する事。 2 指定管理施設の避難所運営に関する事。 3 文化財の被害防止に関する事。
消防部 (消防長)	消防班 (次長) (総務課長) (消防課長) (消防署長)	消防本部総務課員 消防本部消防課員 消防署員	1 救助活動 2 消防活動(消防団活動との連携)に関する事。 3 避難指示等の伝達に関する事。 4 消防関係情報の収集及び報告に関する事。 5 火災等の被害調査に関する事。 6 罹災証明書発行(火災)
消防団 (消防団長)	消防団 (消防団副団長)	各分団員	1 救助活動 2 消防活動(消防署との連携)に関する事。 3 避難指示等の伝達に関する事。 4 消防関係情報の収集及び報告に関する事。 5 火災等の被害調査に関する事。

注：( )内は部長又は班長相当職

#### ■災害警戒支部の組織及び分掌事務(各支部共通)

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
支部 (支所長)	総務班 (支所長補佐又は地域づくり係長)	地域づくり係員	1 学校施設、公民館、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関する事。(教育部、総務部規格班と連携) 2 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関する事。(福祉課と連携) 3 被災者の把握、応急相談に関する事。 4 災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 支部地域災害情報・気象状況の収集伝達に関する事。 6 職員の動員・配置状況に関する事。(総務部総務班と連携) 7 罹災証明の発行に関する事。(危機管理課と連携) 8 ごみ処理に関する事。(町民部と連携)
	管理班 (支所長補佐又は産業建設係長)	産業建設係員	1 下水道等の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部下水道班と連携) 2 道路関係の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部建設班と連携) 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部建設班と連携) 4 町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事。(建設部建設班と連携)

			<p>5 農地、山林、林道、農林業施設の被害調査に関する こと。（建設部建設班と連携）</p> <p>6 農林水産物の被害調査に関すること。（産業部産業 班と連携）</p>
--	--	--	--

注：（ ）内は支部長又は班長相当職

### （3）動 員

#### ア 関係機関係機関の災害対策要員の動員

（ア）災害応急対策責任者は、それぞれ応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておく。

（イ）応急対策に要する人員は、その機関において確保するものとする。ただし、災害の規模により他の機関の応援、協力を必要とする場合は、災対本部で調整する。

#### イ 町における災害対策要員の動員

（ア）町における災害対策要員の動員は、北広島町災害対策運営要領に基づき、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、災対本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるように努める。

（イ）要員が不足する場合は、総務課（災対本部を設置している場合は総務班）で動員及び調整するものとする。

## 第2項 労働力の確保に関する計画

### 1 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本計画第3章第2節「組織、動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

### 3 実施方法

- (1) 災害応急対策はそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- (2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力の確保に努める。
- (3) 災害対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- (4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者の要請により町長が必要なあつ旋その他の措置をとる。

### 第3項 気象警報等の伝達に関する計画

#### 1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

#### 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

##### (1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合。	気象業務法第13条 水防法第10条第1項
広島県土木局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の危険度が高まった場合。	災害対策基本法第55条 気象業務法第11条
気象庁本庁	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。	気象業務法第13条

##### (2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

##### (3) 種類及び発表の基準

###### ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 注意報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類	発 表 基 準				
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報 風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される時。				
	強風注意報 強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される時。				
	大雨注意報 大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される時。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>表面雨量指数基準</td> <td>土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>114</td> </tr> </table>	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	7	114
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準			
	7	114			
	大雪注意報 大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>24時間降雪の深さ</td> </tr> <tr> <td>平地 15cm、山地 25cm</td> </tr> </table>	24時間降雪の深さ	平地 15cm、山地 25cm		
	24時間降雪の深さ				
	平地 15cm、山地 25cm				
	濃霧注意報 濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される時。				
	雷注意報 落雷により、被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。				
	乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される時。				
	なだれ注意報 なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想される時、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃※以上になると予想される時。				
	着雪注意報 着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想される時。				
	霜注意報 晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※4月以降最低気温が4℃以下と予想される時。				
低温注意報 低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※冬期：最低気温が-4℃以下と予想される時。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想される時。					
洪水注意報 津波・高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される時。 避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江の川(川井地区)流域24、 出原流域7.5、 志路原流域12、 江の川(大朝地区)流域14.5、 冠流域9.1、 寺原流域6.8、 小河内流域3.2、 西宗流域6.7、 滝山川流域10.7、 柴木流域7.8、 根谷流域5.3、 都志見流域4.6、 大佐流域10.1、 空城流域4.4、 才乙流域5.2</td> <td>江の川(川井地区)流域=(9、24)、 出原川流域=(5、7.5)、 志路原川流域=(8、9.6)、 江の川(大朝地区)流域=(5、14.5)、 冠川流域=(8、7.3)、 寺原川流域=(8、6.8)、 小河内川流域=(5、3.2)、 西宗川流域=(5、6.7)、 滝山川流域=(8、8.6)、 柴木川流域=(5、7.8)、 根谷川流域=(8、4.2)、 都志見川流域=(8、3.7)、 大佐川流域=(5、10.1)、 空城川流域=(8、3.5)、 才乙川流域=(8、4.7)</td> </tr> </tbody> </table>	流域雨量指数基準	複合基準	江の川(川井地区)流域24、 出原流域7.5、 志路原流域12、 江の川(大朝地区)流域14.5、 冠流域9.1、 寺原流域6.8、 小河内流域3.2、 西宗流域6.7、 滝山川流域10.7、 柴木流域7.8、 根谷流域5.3、 都志見流域4.6、 大佐流域10.1、 空城流域4.4、 才乙流域5.2	江の川(川井地区)流域=(9、24)、 出原川流域=(5、7.5)、 志路原川流域=(8、9.6)、 江の川(大朝地区)流域=(5、14.5)、 冠川流域=(8、7.3)、 寺原川流域=(8、6.8)、 小河内川流域=(5、3.2)、 西宗川流域=(5、6.7)、 滝山川流域=(8、8.6)、 柴木川流域=(5、7.8)、 根谷川流域=(8、4.2)、 都志見川流域=(8、3.7)、 大佐川流域=(5、10.1)、 空城川流域=(8、3.5)、 才乙川流域=(8、4.7)	
流域雨量指数基準	複合基準				
江の川(川井地区)流域24、 出原流域7.5、 志路原流域12、 江の川(大朝地区)流域14.5、 冠流域9.1、 寺原流域6.8、 小河内流域3.2、 西宗流域6.7、 滝山川流域10.7、 柴木流域7.8、 根谷流域5.3、 都志見流域4.6、 大佐流域10.1、 空城流域4.4、 才乙流域5.2	江の川(川井地区)流域=(9、24)、 出原川流域=(5、7.5)、 志路原川流域=(8、9.6)、 江の川(大朝地区)流域=(5、14.5)、 冠川流域=(8、7.3)、 寺原川流域=(8、6.8)、 小河内川流域=(5、3.2)、 西宗川流域=(5、6.7)、 滝山川流域=(8、8.6)、 柴木川流域=(5、7.8)、 根谷川流域=(8、4.2)、 都志見川流域=(8、3.7)、 大佐川流域=(5、10.1)、 空城川流域=(8、3.5)、 才乙川流域=(8、4.7)				
地面現象注意報※ <sup>1</sup> 大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
浸水注意報※ <sup>1</sup> 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。					

(イ) 警 報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準		
一般の 利用に 適合する もの	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。	
	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。	
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		11	147
	大雪警報	大雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。	
		24時間降雪の深さ	
	平地	30cm、山地	45cm
洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	流域雨量指数基準	複合基準	
	江の川（川井地区）流域=30.1、 出原川流域=9.4、志路原川流域=15、 江の川（大朝地区）流域=18.2、 冠川流域=11.4、寺原川流域=8.6、 小河内川流域4.1、西宗川流域=8.4、 滝山川流域=13.4、柴木川流域=10.2、 根谷川流域=6.7、都志見川流域=5.8、 大佐川流域=12.7、空城川流域=5.5、 才乙川流域=6.6	江の川（川井地区）流域=（10、27）、 出原川流域=（8、8.4）、 志路原川流域=（8、13.5）、 冠川流域=（8、10.2）、 寺原川流域=（8、7.7）、 根谷川流域=（8、6）、 大佐川流域=（8、11.4）、 才乙川流域=（8、5.2）	
地面現象警報※ <sup>1</sup>	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
浸水警報※ <sup>1</sup>	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		

#### (ウ) 特別警報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準	
一般の 利用に 適合する もの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

#### (エ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

##### 警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(オ) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(カ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、複数の県にまたがる広域を対象（山口県を除く中国地方4県を対象に「中国地方」で発表する。）に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ 広島地方気象台が発表する注意報、警報（水防活動の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準
に水防活動の活用	水防活動用気象注意報※ <sup>2</sup>	一般の利用に適合する大雨注意報をもって代える。
	水防活動用洪水注意報※ <sup>2</sup>	一般の利用に適合するはん濫注意情報（洪水注意報）をもって代えると同じ。
	水防活動用気象警報※ <sup>2</sup>	一般の利用に適合する大雨警報をもって代えると同じ。
	水防活動用洪水警報※ <sup>2</sup>	一般の利用に適合するはん濫警戒情報（洪水警報）をもって代えると同じ。

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。  
 ※<sup>1</sup> 印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。  
 ※<sup>2</sup> 印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

ウ 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

平成13年（2001年）芸予地震に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

#### (4) 気象予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

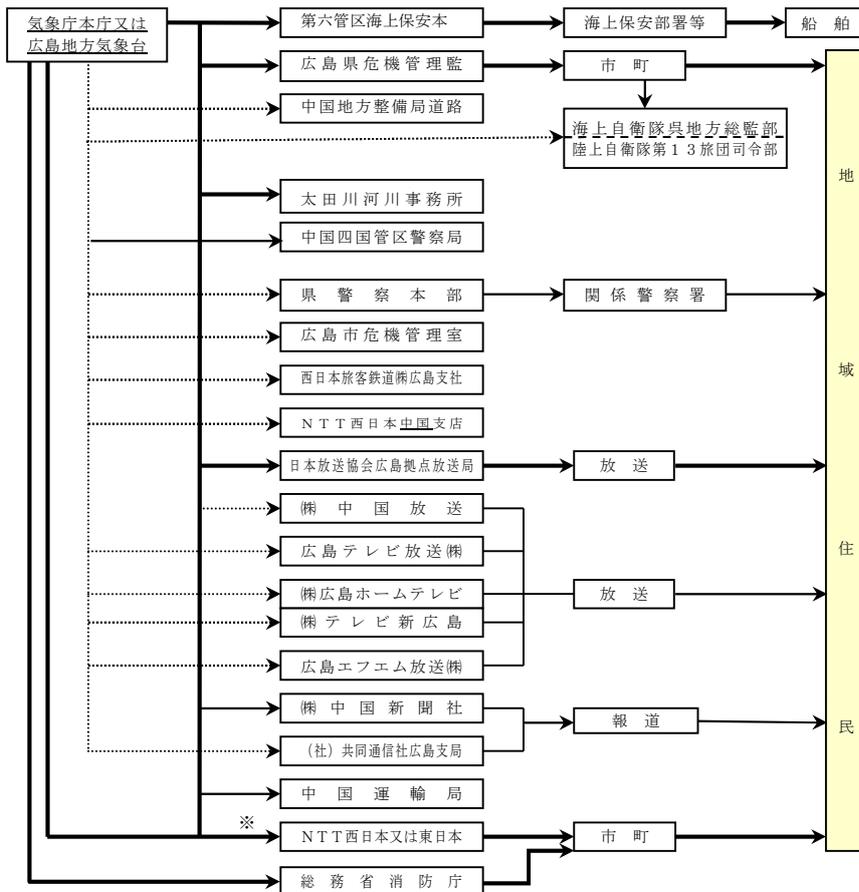
ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の機関に通知する。

##### (ア) 伝達機関

機 関 名	担 当 課 名	備 考
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	
西日本電信電話株式会社 又は東日本電信電話株式会社		警報のみ
広島県	危機管理監危機管理課	
日本放送協会広島拠点放送局	放送部（報道）	
中国地方整備局	道路部道路管理課 太田川河川事務所	
中国運輸局	総務部総務課	
※中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部災害対策官	
※広島県警察本部	警備部危機管理課	
※広島市	危機管理室	
※西日本旅客鉄道(株)広島支社	施設指令	
※西日本電信電話株式会社中国支店	災害対策室	
※陸上自衛隊第13旅団	司令部地誌班	
※各報道機関		
総務省消防庁		

※副次的な伝達先

(イ) 伝達経路



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT 西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

イ 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

(ア) 西日本電信電話株式会社

広島地方気象台から通知を受けた警報は、次の経路によりNTT西日本から伝達される。

ファクシミリ網による一斉同報方式



(イ) 広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報は、次により関係地方機関及び市町に伝達される。

(ウ) 北広島町

- a 前各号に定めるところにより気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の緊急性の高い情報等の通知を受けた場合は、ケーブルテレビ告知放送、一斉情報配信システム等により速やかに住民に周知し、避難指示等の発令の判断に利用

するものとする。

- b 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連携をとり、事後の情報の把握に努める。

(エ) 放送機関

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は次により放送し、住民に周知させる。

- a 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報については、即時に放送を行う。
- b 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

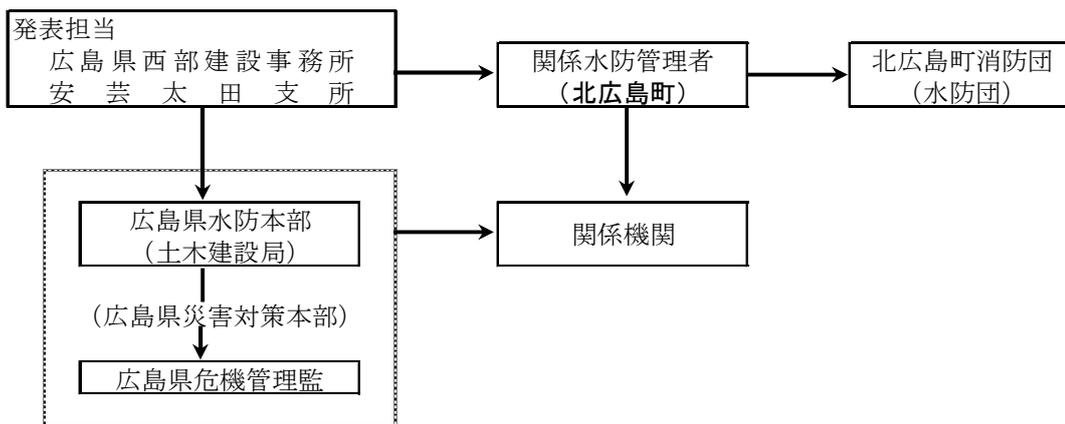
3 水防警報の伝達

(1) 発表責任者

発表担当者	河川名等	法令名	摘 要
県知事	知事が指定した河川	水防法第16条第1項	各河川を管理する建設事務所(支所)が発表する。

(2) 伝達経路

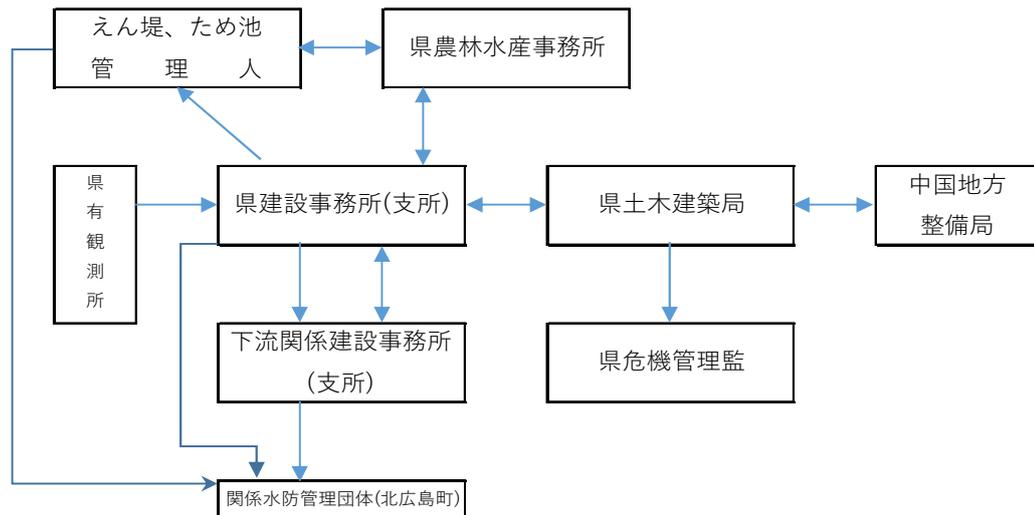
建設事務所・支所の発表する水防警報の伝達



4 水位の通報

(1) 県の設置している水位観測所の通報

水防管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超えると、あるいは洪水のおそれがあることを知った時は、水防計画に定めるところにより関係者に通報する。



(注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「災害対策本部」と読み替える。

2 水防本部を設置した場合は、「県土木建築局」を「水防本部」と読み替える。

## (2) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

## 5 火災予防上の気象通報

### (1) 気象の状況の通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを北広島町に通報する。

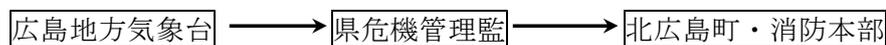
### (2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

### (3) 通報の伝達経路

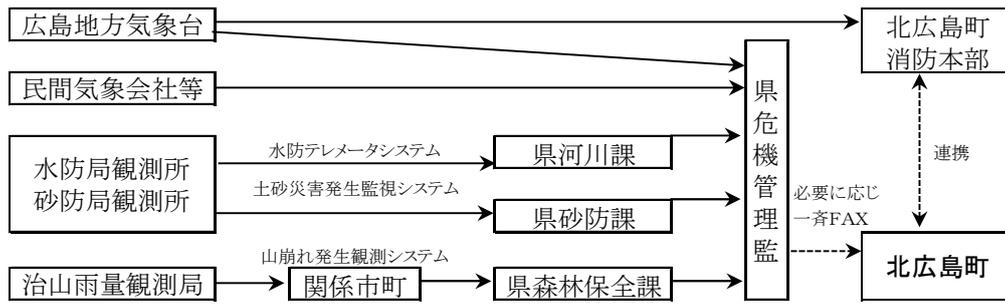
広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報される。



## 6 伝達手段の多重化・多様化

### (1) 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



## 第4項 住民等の避難誘導に関する計画

### 1 避難の指示等

#### (1) 避難等の指示権者

##### ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第56条 第60条第1項 ・第3項
知 事	同上の場合。 災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法 第60条第5項
警 察 官 海上保安官	同上の場合。 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第61条
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	同上の場合。 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	同上の場合。 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法 第63条第3項

##### イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法 第28条第1項
警 察 官	同上の場合。 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消防法 第28条第2項
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同 上	水防法 第21条第1項
警 察 官	同上の場合。 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水防法 第21条第2項
知事、その 命を受けた 県職員、水 防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法 第29条
知事、その 命を受けた 県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	地すべり等 防止法 第25条

警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれがある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいるとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同 上	自衛隊法第94条

## (2) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

## (3) 避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

ウ 町長が旅行等により不在の場合は、次の順位によりその職務を代理する。

第1位 副町長

第2位 教育長

第3位 危機管理監

## (4) 高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

## (5) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をケーブルテレビ音声告知端末、きたひろ情報アプリ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

## (6) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、

判断基準を明確にし、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、町と積極的に連携し支援するものとする。

#### (7) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。

イ 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するのための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

オ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、屋内にとどまる（建物の上階への「垂直移動」を含む）ことを指示する。

カ 町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

キ 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ク 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないように事前に協議しておく。

#### (8) 避難指示等に係る助言

町長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。

助言を求められた国又は県は、町が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

## 2 報告

### (1) 避難指示等を行った場合

町長は、基本法第 60 条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

広島県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

（ア）避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

（イ）避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

（2）避難指示等の解除を行った場合

町長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

（3）避難指示等の解除の際の助言

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求める。この場合において、助言を求められた国又は県は、必要な助言をするものとする。

（4）指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先 前項に同じ

イ 報告方法 開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

ウ 報告事項 指定避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

### 3 避難の誘導

（1）避難誘導に当たる者

ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員、自治会長その他の避難措置実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

（2）避難誘導の方法

ア 自治会組織等との連携・協力のもと、指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した町長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

- ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

#### 4 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

### 第3節 災害発生後の応急対策

#### 第1項 災害情報計画

##### 1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

##### 2 情報の収集伝達手段

県、町における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

###### (1) 県

###### ア 情報の収集手段

(ア) 市町からの電話、ファクシミリ、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）による報告

(イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）

(ウ) 県警察本部からの電話、ファクシミリ等による報告

(エ) その他関係機関からの電話、ファクシミリ等による報告

(オ) 広島地方気象台からの通報

(カ) 中国電力のホットラインの活用

(キ) アマチュア無線のボランティアの活用

(ク) マスコミの報道

(ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用

(コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用

(サ) 広島県防災情報システムの活用

(シ) 市町情報収集連絡員からの報告

###### イ 関係機関への伝達手段

(ア) 電話、ファクシミリ、口頭による伝達

(イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用

(ウ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達

(エ) 中国電力のホットラインの活用

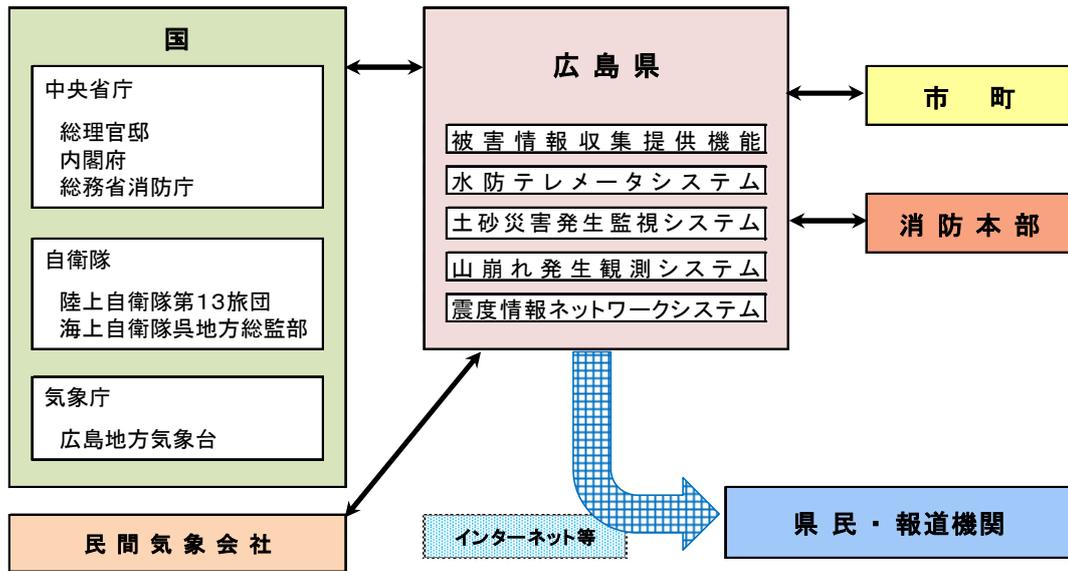
(オ) アマチュア無線のボランティアの活用

(カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）

(キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用

(ク) 広島県防災情報システムの活用

広島県防災情報システムの概念図



(2) 町

ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) AI 活用システム等による収集
- (エ) 地元消防機関、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県防災情報システムの活用

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 町地域防災無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) CATVの活用
- (オ) 登録制メール、エリアメールの活用
- (カ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

### 3 災害情報の収集伝達

#### (1) 通常の場合の経路

##### ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前項の場合において急施を要するときは、町長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

##### イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

##### ウ 災害に関する民間機関への通知

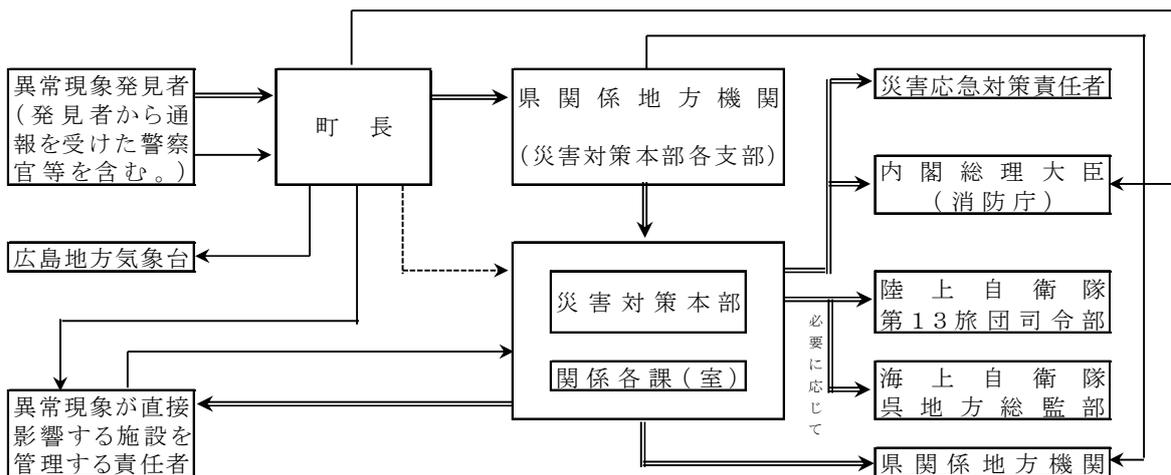
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

##### エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

#### (2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路の特例

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、前項各号によるすべての情報を次の経路によって行うものとする。



(注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の町長に通知する。  
 2  $\Rightarrow$  は通常の場合の経路であり、 $\longrightarrow$  は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。  
 また、 $\dashrightarrow$  は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

#### 4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

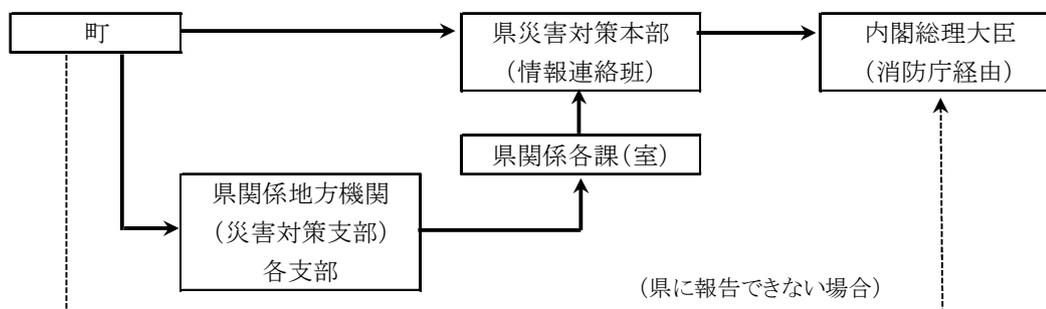
県及び町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

##### (1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速を主眼とする。

##### ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



##### (ア) 広島県が災害対策本部を設置していない場合の連絡先（県危機管理監）

電 話	082-513-2784、2785、2786（直通） 082-228-2510（時間外）
FAX	082-227-2122
衛星電話（専用機）	自局特番(7)-101-2784、2785
衛星FAX	自局特番(7)-101-119

##### (イ) 広島県が災害対策本部を設置した場合の連絡先（県災害対策本部）

電 話	082-511-6720（直通） 082-288-4483（情報連絡班）
FAX	082-227-2122

衛星電話（専用機）	自局特番(7) - 1 0 1 - 2 7 8 4、2 7 8 5
-----------	-----------------------------------

(ウ) 内閣総理大臣（消防庁）へ連絡する場合の連絡先（以下、この節において同じ）

区分		平日 (9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

#### イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表1）により行う。

#### ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

#### エ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

町が県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

### (2) 被害状況の報告

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

#### ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、災害発生報告に示したとおりである。

#### イ 被害状況報告

(ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡す

るものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 被害状況については、様式(表2)を用い、町各支所は町危機管理課へ報告する。

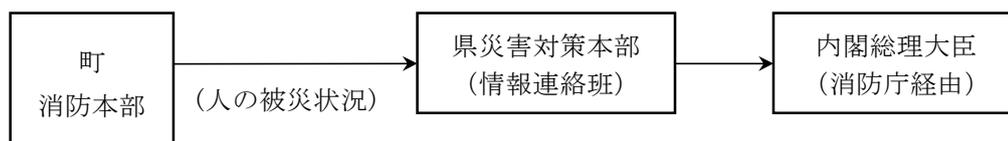
町危機管理課は、各支所・各部からの被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(ウ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣(消防庁)とする。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

町及び消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部(災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監)に伝達する。



■表 1

災 害 発 生 報 告

( ) 県支部  
( ) 市町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況				
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線				
受信者	情報連絡班	氏名		15 破堤溢水 した河川 海岸ため池				
1 調査	月 日			16 その他の 被 害				
日時	時 分							
2 発生 場所								
人の被害	3死者 <small>(うち災害関連死者)</small>	人 ( )	氏名 (生年月日) ( )		17 災害対策 本部設置	月 日		
	4 行方 不明者	"	" ( " )			時 分		
	5 重傷者	"	" ( " )		18 避難の 指示等 状況	地区名	避難場所	
	6 軽傷者	"	" ( " )			人員	人	
住家の被害	7 全壊 (全焼・流失)	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )	災害に 対し と つ て い る 措 置	19 消 防 職 員		人
	8 半壊 (半焼)	"	"	"		20 消 防 団 員		"
	9 床上浸水	"	"	"		21 警 察 官		"
	10 床下浸水	"	"	"		22 そ の 他		"
						計		"
非住家の被害	11 学校等 公共建物				23 その他の 応急措置			
	12 その他							

注：住家の被害の表中（ ）内は町営住宅

■表 2

被 害 総 括 表

月		日		時		分		現在		( ) 県支部		( ) 市町	
被害区分		被害内容				被害区分		被害内容		被害額(千円)			
① 人の被害	ア 死者 (うち災害関連死者)	人 ( )人	氏名 ( )			④ 公共 建 物 の 被 害	キ 保育所 保育園 幼稚園	公	棟				
	イ 行方不明者	人	氏名					私	棟				
	ウ 重傷者	人	氏名				ク 専修学校 各種学校	公	棟				
	エ 軽傷者	人	氏名					私	棟				
② 住家の被害	ア 全壊 (全焼・流失)	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )		ケ 病 院			棟				
	イ 半壊(半焼)	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )					棟				
	ウ 一部破損	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )			コ 官公庁その他		棟				
	エ 床上浸水	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )		⑤ 神社・仏閣・文化財		棟					
	オ 床下浸水	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )		⑥ 公 共 土 木 施 設 の 被 害	ア 道 路 被 害		棟	か所			
③ 非住家被害	ア 全壊 (全焼・流失)	公共建物		棟			イ 橋 梁 被 害		棟	橋			
		その他		棟			ウ 河 川 被 害		棟	か所			
	イ 半壊 (半焼)	公共建物		棟			エ 砂 防 設 備 被 害		棟	棟			
		その他		棟		オ 治 山 施 設 被 害		棟	棟				
被害区分		被害内容				被害額(千円)							
④ 公 共 建 物 の 被 害	ア 小学校	公	か所										
		私	棟										
	イ 中学校	公	棟										
		私	棟										
	ウ 高等学校	公	棟										
		私	棟										
	エ 大学	公	棟										
		私	棟										
オ 高等専門学校	棟												
カ 特別支援学校	棟												
⑦ 農 林 水 産 施 設 の 被 害	ア 田	流失・埋没		ha									
		冠水		棟									
	イ 畑	流失・埋没		棟									
		冠水		棟									
	ウ	農道決壊		か所									
エ	溜池・水路決壊		棟										
カ 林 道	頭首工被害		棟										
	路面被害		棟										
	橋梁流失		橋										

注：②住家の表中 ( ) 内は町営住宅

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分		被害内容				
⑦	キ 水産施設被害	か所		り災世帯数		世帯				
	ク その他	〃		り災者数		人				
⑧ その他	ア 農産被害	〃		被害総額		千円				
	イ 林産被害	〃		⑨ 火災発生	ア 建物	件				
	ウ 水産被害	〃			イ 危険物	〃				
	エ 商工被害	〃			ウ その他	〃				
	オ 土石流 山くずれ	山腹崩壊	ha	災害 に 対 し て と つ た 措 置	月 日 時 分					
		溪流崩壊	〃							
	カ 地すべり	か所			災害 に 対 し て と つ た 措 置	地区名	避難場所	世帯数	人数	
	キ 崖くずれ	〃								
	ク 木材流出	m <sup>3</sup>								
	ケ 山林焼失	ha								
	コ 船舶	沈没	隻							
		流失	〃							
		破損	〃							
	サ 清掃施設被害	か所								
	シ 都市施設被害	〃								
	ス 自然公園施設被害	〃								
	セ 地すべり防止施設被害	〃								
	ソ 急傾斜地崩壊防止施設被害	〃				合計				
	タ 工業用水道被害	〃			消防職員等 出動状況	消防職員	人			
	チ 水道施設被害	〃				消防団員	〃			
ツ 水道(断水)	戸		警察官			〃				
テ 電話(不通)	回線		その他			〃				
ト 電気(停電)	戸		計			〃				
ナ ガス(停止)	〃		その他							
ニ ブロック塀等被害	か所									
ヌ その他	〃									

## 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が70%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、住損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
	非住家被害	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流出、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。

そ の 他	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	船 舶 被 害	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
被 害 総 額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	
安 否 不 明 者	当人と連絡が取れず安否がわからない者	

## 第2項 通信運用計画

### 1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

#### (1) 加入電話の非常申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要な場合は、NTT西日本に非常通信・非常電報の申し込みを行うものとする。

区 分	応 答 先	申込みダイヤル番号
非常・緊急電話	情報案内センタ	「102」
非常・緊急電報	電報センタ	「115」

(優先利用の承認及び取扱い)

なお、前記の非常・緊急電話（非常・緊急電報）扱いを利用する発信電話は、「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込み先	電 話 番 号
116センタ	「116」

※ 災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

(特設公衆電話（無償）の要請)

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(臨時電話（有償）等の申込み)

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区 分	申 込 先	申込みダイヤル番号
臨時電話等	116センタ	「116」

※ 一般の電話申込みも、この番号。

#### (2) 臨時携帯電話の申込み（有償）

災害対策の実施において通信手段に支障をきたしている場合は、状況に応じて携帯電話通信事業者が実施している災害対策用の携帯電話等の貸し出しの支援を要請する。

臨時携帯電話の申込み先	電 話 番 号
株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

#### (3) 無線施設等の利用

ア 災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災

害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と各支所災害対策本部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

イ その他、状況に応じて、オフトーク及びアマチュア無線等を有効に活用するものとする。

## 2 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

## 第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

### 1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難となること、あるいは孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合には、防災関係機関にヘリコプターの派遣を要請するなど、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

### 2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

### 3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中散布
- (6) その他に特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

### 4 活動拠点の確保

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して防災活動の拠点ヘリポートを確保する。

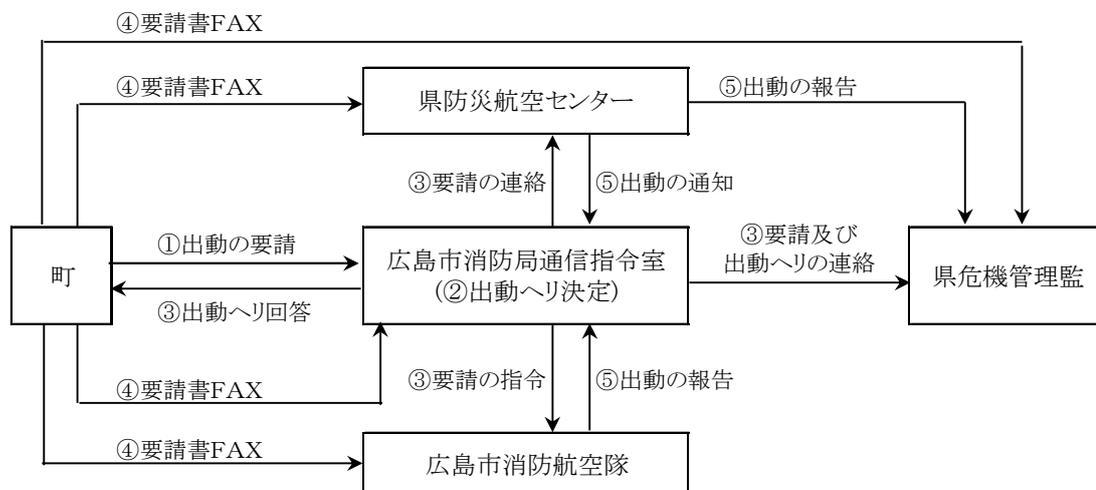
また、緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保を行う。

### 5 支援要請

町長は、災害の状況等により、公共性、緊急性、非代替性を勘案しヘリコプターによる支援が必要と判断した場合は、「広島県内航空消防応援協定書（平成2年4月1日施

行)」等に基づき、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



## 6 各機関への対応要請

### (1) 自衛隊

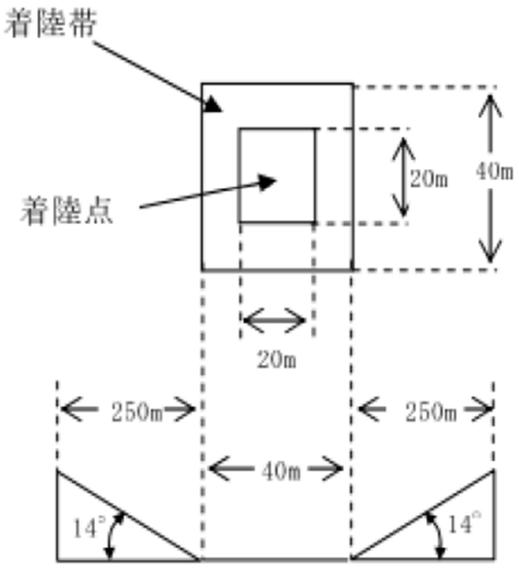
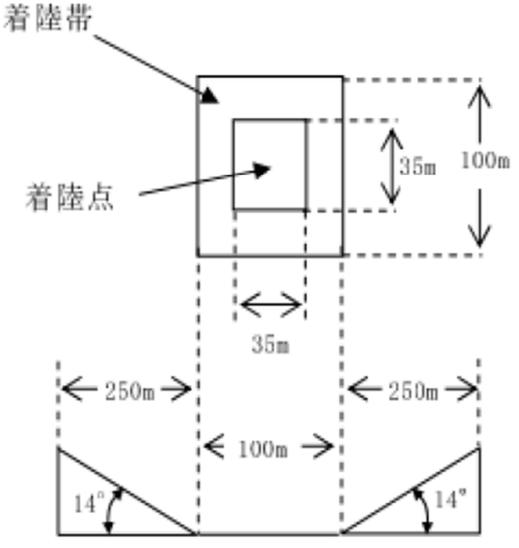
自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

### (2) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）」等に基づいて応援要請をする。

## 7 臨時ヘリポートの設定基準

### (1) 臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中 型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>20m</p> <p>40m</p> <p>20m</p> <p>250m</p> <p>250m</p> <p>40m</p> <p>14°</p> <p>14°</p>
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>  <p>海上自衛隊 MH-53E</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>35m</p> <p>100m</p> <p>35m</p> <p>250m</p> <p>250m</p> <p>100m</p> <p>14°</p> <p>14°</p>

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがある時は、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

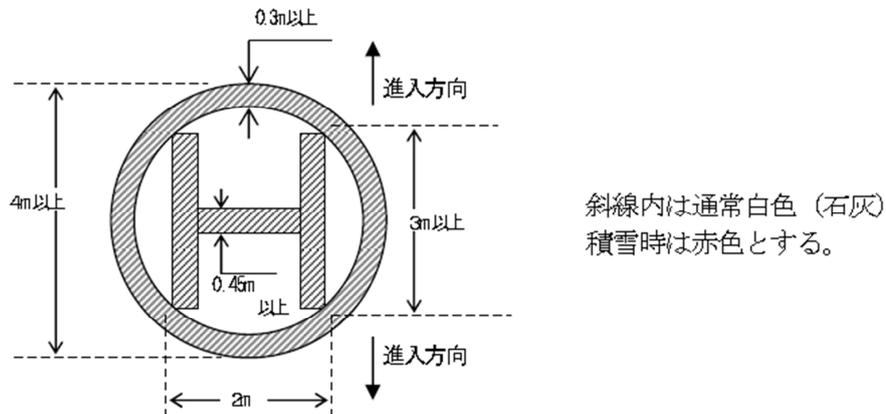
イ 離着陸時は、安全確保のため関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整をすること。

エ 風向風速を上空から判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準としたⓂを表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

## 第5節 災害派遣・広域的な応援体制

### 第1項 自衛隊災害派遣要請計画

#### 1 目的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

#### 2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

#### 3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被災状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

#### 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上自衛官がその場にはいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

## 5 災害派遣要請の手続

(1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線2410

（夜間・土日・祝日等）内線2900（当直）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348

（課業時間外）内線2203（SOC 当直）

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2784～2786

（直通）082-511-6720・082-228-2159

(イ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は

その指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監部等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 町長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

## 6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

## 7 災害地における調整

町長は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害時における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

## 8 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、町長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と町との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した町長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとなる。

### ア 派遣部隊到着前

(ア) 町は派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が町と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応援対策計画による。）

### イ 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

## 9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

## 10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

## 第2項 相互応援協力計画

### 1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や県、近隣市町の協力を得て応急措置を実施する。

### 2 実施内容

町、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

#### (1) 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

#### (2) 他市町に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

#### (3) 緊急消防援助隊等消防の応援要請

町長は、大規模災害により、町内の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行う。

#### (4) 相互応援協定等の締結

町は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

#### (5) 応援要員の受入体制

町が、災害応急対策を実施するに際して、町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請

に応じて可能な限り、準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

#### (6) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

国は、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

#### (7) 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

### 第3項 防災拠点に関する計画

#### 1 方針

この計画は、町内で発生した大規模災害時における災害対策活動の拠点を定め、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点として機能させるために必要な事項を定める。

#### 2 防災拠点施設

##### (1) 防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を、町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

- |                |  |
|----------------|--|
| ア 災害対策活動拠点     | 北広島町役場本庁及び各支所                          |
| イ 避難対策拠点       | 各小・中学校、集会所等                            |
| ウ 救援物資集積拠点     | 千代田運動公園総合体育館 (Kumahira Sports Arena)   |
| エ 輸送拠点 (ヘリポート) | 千代田運動公園多目的広場 (Kumahira Athletic Field) |

##### (2) 施設の機能

###### ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄。

###### イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に町内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送。

###### ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保。

###### エ 災害対策本部・支部代替拠点機能

町災害対策本部又は支部が使用不能となり、他の防災拠点施設を代替対応拠点として使用することとなった場合は、町災害対策本部又は支部に優先的に使用させることとする。

町は、町災害対策本部又は支部の代替対応拠点となる場合等を想定し、あらかじめ代替対応拠点を選定しておく。

##### (3) 防災拠点施設の整備

ア 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

イ 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。

ウ 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への移動系無線など連絡手段の整備を推進する。

エ 災害対策活動や物資の集積・配送において、現在指定している拠点施設は、災害発

生のリスクを有している又は十分な機能を有していない等の理由から、適正ではないため、氏神工業団地公園を防災拠点とし、必要な防災備蓄倉庫や対応拠点施設等の整備に努める。

### 3 救援拠点

#### (1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、町は既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

##### ア 救援物資輸送拠点

町外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

##### イ 救援部隊集結施設

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

#### (2) 配置計画

町内本庁各支所単位で1箇所を確保する。

#### (3) 拠点施設の運営

##### ア 救援物資輸送拠点

住民及びボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て町が運営する。

##### イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、自衛隊等において、独自に計画運営を行う。

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1項 救出計画

#### 1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体及び財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 陸上災害救難

##### (1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は町長)	被災者の救出  遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条  災害救助法第2条、第4条、第13条
町長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

##### (2) 実施方法

###### ア 被災者の救出

###### (ア) 通常の場合

町長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、町長は救出担当機関と緊密な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

###### (イ) 災害救助法を適用した場合

知事は、町長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり救出を行う。

###### イ 遺体の搜索、収容、処理、埋葬等

###### (ア) 遺体の搜索

知事は災害救助法を適用した場合、町長を補助者として消防機関、その他関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

(イ) 遺体の処理、収容、埋葬

a 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準に従い、保護者、引取人のない遺体について、町長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b 町長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の収容、処理、埋葬を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を町に委任した場合は、町長がこれを実施する。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

## 第2項 医療救護・助産計画

### 1 趣 旨

災害時において無医地区の発生、医療体制の混乱、傷病の多発等により、町の医療能力をもってしては十分な医療救護、助産を行い得ない場合、応急的にこれらの応急措置をとる。

### 2 災害時における実施責任者及び実施内容

#### (1) 県

ア 防災関係機関と連携して、迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、平常時において、あらかじめ連携に必要な情報等を共有するとともに、連携強化のための協議を行うものとする。

イ 迅速・的確な救急救命措置を講じるため、平常時においてあらかじめ医師と救急救命士の連携体制を構築しておくものとする。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広島県救急医療情報ネットワーク等を整備し、操作等の訓練等を実施するとともに、発災時には、医療機関の被災状況等を収集し、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、災害時医療に必要な情報を提供するものとする。

エ 必要に応じ、県災害対策本部へ統括DMATを受入れ、医療救護活動について調整を行うものとする。

オ 県の医療機関等（県立病院、県保健所）は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、災害により負傷した被災者に対し、応急的に医療救護活動を実施するものとする。

また、近隣医療機関等の被災状況を確認する等、被害情報の収集に努めるものとする。

カ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会及び他県等に医療救護活動を要請するとともに、各関係機関との連絡調整を図るものとする。

また、災害の急性期においては、統括DMATと調整の上、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行うものとする。

キ 災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引き継ぎを図るよう必要な調整を実施するものとする。

ク 県は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

#### (2) 町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、山県郡医師会、山県郡歯科医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。

ウ 災害救助法を適用した場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17

条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

### (3) 日本赤十字社広島県支部

県又は町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

### (4) 広島県医師会

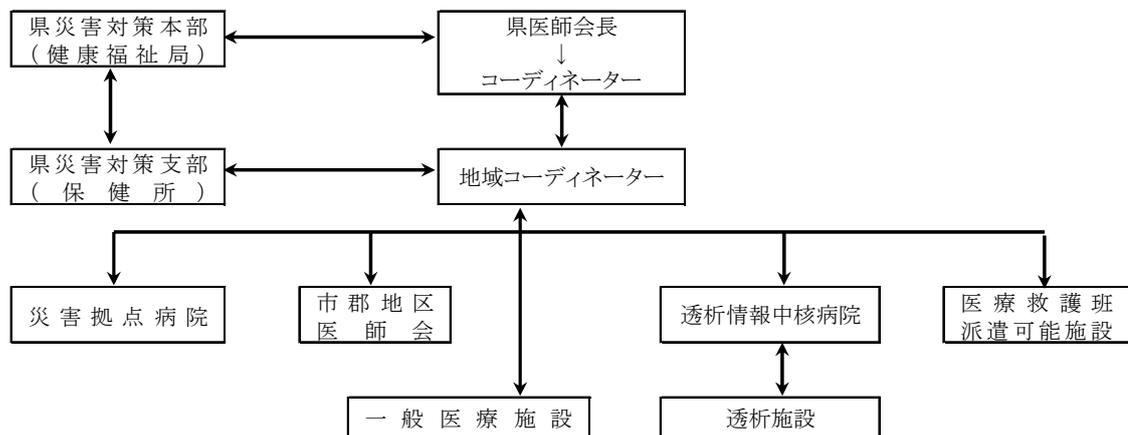
県又は町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

## 3 医療救護

### (1) 基本原則

ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。



### (2) 救護班の編成及び救護活動

ア 医療救護班（以下「救護班」という。）は、病院等を単位とし、原則として、医師1人、看護師2人及び事務員1人を1班として構成し、必要に応じて薬剤師1人、町保健師を加える。（日本赤十字社広島支部の場合は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、薬剤師1人及び主事2人（内1人は自動車操作要員））

その編成にあたっては、町内の医療機関の協力を得て救護班を編成して行い、あらかじめその構成員を指名しておくなど、平常時から活動可能な状態を確保するものと

する。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、広島県救急医療情報システムに入力するとともに、地域コーディネーターに連絡する。

災害医療圏内への出動は、災害医療コーディネーターが調整・連絡し、災害医療圏外への出動は、コーディネーターが調整後、災害医療コーディネーターから連絡する。

ウ 現場における派遣された複数の医療救護班の調整については、災害医療コーディネーターの連絡を受けた災害拠点病院の医師が行う。

エ 医療救護班が撤収する時期については、所属する災害医療圏の災害医療コーディネーターが連絡する。

オ 町長は、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

カ 救護に必要な薬品及び衛生材料で、町内又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

キ 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動等については、DMAT運用計画等によるものとする。

### （3）災害救助法が適用された場合の医療救護

#### ア 医療の対象となる場合

（ア）医療機関が被害を受け、診察のための人的、物的機能が停止した場合。

（イ）無医地区のように元来医療機関が存在せず、隣接地区に所在する医療機関の医療を受けていたが、災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合。

（ウ）災害により町の医療機関の1日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合。

（エ）簡単な投薬処置しかできない診療所のみで複雑な処置、特殊な診療を要する患者が発生した場合。

#### イ 医療の範囲

（ア）診察

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

#### ウ 医療の方法

知事は、日本赤十字社広島県支部との委託契約に基づいて編成する救護班で行うことを原則とし、特に必要があるときは、県、町において編成する救護班で行う。

なお、重症患者で、救護班では人的、物的に救護が困難な場合は、災害拠点病院などの医療機関に収容する。

## エ 医療救助期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

## 4 公衆衛生活動

### (1) 災害時公衆衛生チーム

ア 知事は、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

### (2) こども支援チーム

ア 知事は、災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

### (3) 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

## 5 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣

(1) 知事は、災害時の心のケアのため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。

(2) DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

(3) DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

## 6 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 7 助産

(1) 原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

### ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）

### イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

### ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

### 第3項 消防計画

#### 1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

#### 2 実施責任者

消防については、消防本部がその責に任じ、非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関し県より必要な指示を仰ぐことができる。

#### 3 実施方法

応急対策は、北広島町消防計画に定めるところにより実施する。

#### 4 相互応援協力体制の整備

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定（昭和62年10月1日締結）」により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

#### 5 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、災害が広域に及び、市町において被害状況の把握が困難と認めるときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- (2) 知事は、災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し必要な指示をする。
- (3) 知事は、市町からの応援要請を受け、大規模な災害等が拡大し、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

#### 6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第4項 水防計画

### 1 目的

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

水防管理団体、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方气象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

### 3 実施方法

応急対策の実施は、北広島町水防計画の定めるところによる。

### 4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属するところとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

## 第5項 危険物等災害応急対策計画

### 1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、町は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和25年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

### 2 実施方法

#### (1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

##### ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(イ) 山県警察署、消防本部及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

##### イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 町又は消防本部は、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

- c 危険物施設の応急点検
- d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防機関を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

## (2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

### ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

(ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 消防本部又は町長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

### イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 町又は消防本部は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

## (3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

### ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

(ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(イ) 山県警察署、消防本部及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

#### イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県へ災害発生について直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 町又は消防本部は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

#### (4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

##### ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。

(イ) 保健所、山県警察署又は消防本部及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

##### イ 町

(ア) 町又は消防本部は、県、保健所、山県警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

- (イ) 町又は消防本部は、県、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1項 交通、輸送応急対策計画

#### 1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 交通秩序応急対策

##### (1) 陸上交通の確保

###### ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

###### (ア) 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

###### (イ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の通行を抑制する。

###### (ウ) 県内への車両の流入抑制

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号及び国道54号、国道183号線等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

###### イ 運転者に対する指導、広報

(ア) 県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の

主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間及び迂回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(ア) 走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓は閉め、ドアロックはしないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両は使用しないこと。（歩行困難な被災者については、最大級公的救助措置をとるものとする。）

ウ 路上の障害物除去等

(ア) 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

(ウ) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(エ) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車

両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者は、やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

(イ) 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長期間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

(ウ) 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措

置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「標章」、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両確認証明書」の様式は、別記 1、1-2、2 のとおりである。

#### キ 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第 33 条第 1 項の規程に係る事前届出の手続きを行わせる。

##### （ア）事前届出の対象とする車両

###### a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

（a）大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第 1 項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（b）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車

両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

(a) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(b) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、(ア)のaの(b)のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急輸送車両

(a) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 放射線の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

- ・ その他原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(b) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、（ア）の a の（b）のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 事前届出に関する手続き

a 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

b 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

c 事前届出に必要な書類

(a) 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

(b) 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）

(c) 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通、別記3のとおり）

(ウ) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

a 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記3「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」と言う。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

b 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署に返還させる。

ク 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものを使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

(イ) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に

係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取り扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届け出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等として事前届出を行う必要がある。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

キの（イ） a、bと同様とする。

(オ) 事前届出に必要な書類

- a 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し

(a) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。

(b) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類。

(c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。

(d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

- b 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通・別記4のとおり）
- c 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

(カ) 規制除外車両事前届出済証の交付等

- a 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」

(以下「除外届出済証」という。)を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

- b 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

別記 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記 1 - 2

広島県公安委員会 様 緊急通行車両確認申請書		年 月 日
		(申請者) 住所 電話 氏名 ⑩
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	(電話 )
	氏名	
通行日時		
運行経路	出 発 地	目 的 地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A列4番縦とする。

別記2

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		広島県知事 印
		広島県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A列5番とする。

別記3

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日 広島県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

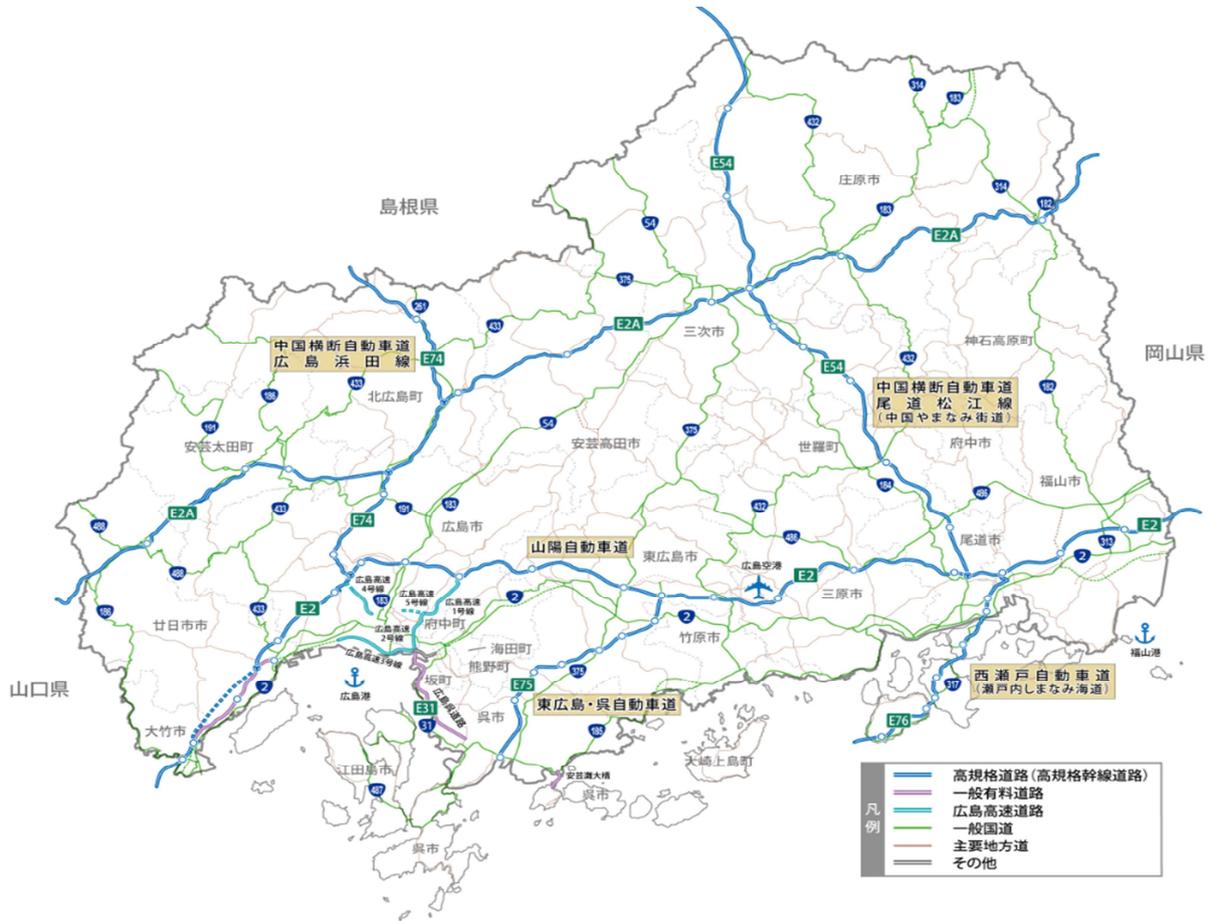
別記4

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出書  年 月 日 広島県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日 広島県公安委員会	
番号標に表示されている番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者			住所
			氏名
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

## 広島県内主要道路地図

### 緊急交通路 指定予定路線

高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（広島自動車道・広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道）  
自動車専用道路（西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道・東広島・呉自動車道・広島高速1～4号線）  
その他国道・県道等の主要幹線道路



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。  
注2) 整備中の路線を含む。

### 3 交通施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道路	道路管理者 (中国地方整備局、県、市町、西日本高速道路株式会社中国支社等)

#### (2) 実施基準

道路等に交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 陸上交通施設（道路）

（ア）孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

（イ）広域間の幹線交通の確保

（ウ）その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

（3）実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（町を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、当該町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

4 交通マネジメント

（1）中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

（2）県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

（3）検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

（4）検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

5 応急輸送対策

（1）被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保するが、町長はこれらが円滑に実施できるよう協

力する。

ア 輸送車両の確保

町は、災害時の輸送手段を確保するため、移送人員、物資数量または緊急度等に応じ、次の順序で、車両の確保、借り上げ、または移送依頼を行う。

(ア) 人員の移送

- a 町公用車
- b 町内バス事業者車両
- c 町内事業所車両
- d 営業用車両
- e その他自家用車等

(イ) 物資等の輸送

- a 町公用車
- b 日本通運株式会社車両
- c 町内運送事業者車両
- d 農業協同組合車両
- e 町内事業所車両
- f 営業用車両
- g その他自家用車等

イ 輸送車両の燃料の確保

輸送車両の燃料の確保にあつては、県と広島県石油商業組合との「災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援等に関する協定書（平成26年2月締結）」に基づき、広島県石油商業組合に依頼し、燃料の確保に努める。

(2) 災害の規模等により災害応急対策責任者及び町の能力をもってしても必要とする輸送力を確保できない場合は、次の事項から、必要事項を明示して他の市町村又は知事に協力あつせんを要請する。

ア 輸送区域及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量

カ その他必要事項

## 第8節 避難生活及び情報提供活動

### 第1項 避難対策計画

#### 1 趣 旨

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

#### 2 避難所等の開設等

##### (1) 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

##### (2) 避難所の開設等

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、町は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

##### (3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

#### 3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

#### 4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治振興区や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町は県と、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。  
また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (6) 県及び町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (7) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。  
町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (12) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、町を支援するものとする。

## 5 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行うものとする。

町は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

## 6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び町は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

## 第2項 災害広報・被災者相談計画

### 1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方法

#### (1) 広報活動

##### ア 広報責任者

町は、本章第3節第1項「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、あらかじめ定めた広報手続きにより、広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、県を通じて各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

##### イ 広報の目的

町は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報を中心に広報活動を実施する。

##### ウ 広報機関による広報の内容

町及び消防本部は、山県警察署、その他の関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

#### (ア) 広報の内容

##### <災害発生直後の広報>

- a 気象等に関する予警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難場所、指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他必要な事項

##### <応急復旧時の広報>

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、上下水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報

- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 住民の安否に関する情報
- i 被災宅地危険度判定に関する情報
- j その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a ケーブルテレビ音声告知端末、一斉情報配信システム、オフトーク等による広報
- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織・自治会組織等を通じたの連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l CATVの活用
- m 登録制メール、エリアメールの活用

エ 放送機関に対する放送の依頼

知事及び町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別な必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより依頼する。なお、町長は、知事を通じて依頼する。

オ 災害に係る記録写真

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に務め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望や苦情等に対処する。

イ 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等

を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

### （3）安否情報の提供等

県又は町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

### 第3項 住宅応急対策計画

#### 1 趣 旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を収容するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

#### 2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 市営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

#### 3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、前各項の救助について知事が町長に実施を指示した時は、町長が実施する。

#### 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

##### (1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住宅が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

##### (2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

##### (3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

##### (4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

#### ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

#### イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

#### ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

#### エ 資機材の調達

県(救助実施市町)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて県(国)に資機材の調達に関して要請するものとする。

### (5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

#### ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等につ

いて情報共有を図るものとする。

## 5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、知事が実施する。

### (1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

### (2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

### (3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて決定する。

### (4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

### (5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

## 6 町営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災対法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町内公営住宅の一時的目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

## 7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

### (1) 事前対策

ア 町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 知事は、町からの要請に対する的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、町と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

#### (2) 建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 県及び町は、地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

#### (3) 応急危険度判定の実施

ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。

ウ 県及び町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 県及び町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、町に代わって、これを調達する。

#### (4) 県と町間の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

8 民間賃貸住宅の情報提供

町長は、県知事を通じ民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

9 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

ア 町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 町は知事に要請し的確な支援を受けるものとする。

ウ 県は、市町の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 町長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、町長からの支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講ずる。

ウ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなった時は、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講ずる。

エ 県及び町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、町に代わってこれを調達する。

(4) 県と町の連絡調整

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

## 第9節 救援物資の調達・供給活動

### 第1項 食料供給計画

#### 1 趣旨

町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

#### 2 実施責任者及び実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

(3) 知事は、町長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

#### 3 実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調製粉乳等）供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

#### 4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停車したバス等の旅客等で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者。

(6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

## 5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

## 第2項 給水計画

### 1 趣旨

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、町、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

### 2 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を指示したときは町長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。

### 3 給水の基準

#### (1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

#### (2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

#### (3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

### 4 飲料水等供給方法

#### (1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

ウ 給水用資機材の調達を行う。

- エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(2) 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、水道事業者等と連携し、次の措置を講ずる。

- ア 給水車等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

### 第3項 生活必需品等供給計画

#### 1 趣 旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

#### 2 実施責任者

知事は災害救助法を適用し、町長を補助者として給与又は貸与を行う。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

#### 3 実施基準

##### (1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのご程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

##### (2) 適用期間

災害発生の日から110日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

#### 4 生活必需品等の範囲

##### (1) 寝具（毛布等）

##### (2) 外衣（ジャージ等）

##### (3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

##### (4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

##### (5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

##### (6) 食器（コップ、皿、箸等）

##### (7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

##### (8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

#### 5 実施方法

知事は町長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

町長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

## 第4項 救援物資の調達及び配送計画

### 1 方針

町内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

### 2 物資の調達及び受入体制

#### (1) 町

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者と救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

#### (2) 県

ア 町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

## 第 10 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

### 第 1 項 防疫計画

#### 1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理に必要な事項について定めることを目的とする。

#### 2 防疫

##### (1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延予防が困難であると認めるときは、町に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第 29 条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第 31 条	
ねずみ族・昆虫等の駆除	法第 28 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第 32 条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第 33 条	

##### (2) 町が行う防疫活動

ア 町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆

虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒  
・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

イ 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害  
情報計画」により県に報告する。

ウ 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防衛活動状況を県に  
報告する。

## 第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

### 1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

### 2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、町長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

#### (1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

### 3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、次の措置を行う。

(1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

(2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

(3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

### 4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画（平成25年10月1日施行）」に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
  - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
  - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
  - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

## 第11節 応急復旧、二次災害防止活動

### 第1項 公共施設等災害応急復旧計画

#### 1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

#### 2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

#### 3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

#### 4 治水施設等の応急復旧活動

##### (1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

##### (2) 砂防設備等

県及び町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

#### 5 治山施設等の応急復旧活動

県、町及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

#### 6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

#### 7 住民への広報活動

県、町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

## 第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

### 1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 電力施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、町内の電気工作物を災害から防護し需用電力を確保する責任を有する。

#### (2) 実施方法

##### ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画に定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社は、発電用ダムから放流する場合には、河川管理者の承認を受けた「ダム操作規程」に基づいて行う。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について危機管理監に伝達する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(カ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

(キ) 「災害時における連絡・協力体制に関する協定（平成23年11月1日締結）」に基づき、町は、中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンターと電力の復旧等に向けての連携を図るものとする。

##### イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

### 3 ガス施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

#### (2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

### 4 水道施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

#### (2) 応急対策計画

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

#### (3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

### 5 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧計画

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、必要に応じ、関連事業者及び他自治体への支援要請を行う。応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行う。

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

### 第3項 その他施設災害応急対策計画

#### 1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該市町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

#### 3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

## 第4項 廃棄物処理計画

### 1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

### 2 災害廃棄物処理計画

町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

#### (1) 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において、具体的に示す。

### 3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施</li><li>・仮置場の設置運営</li><li>・廃棄物の運搬・処分等</li><li>・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整、支援要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整</li><li>・被災市町への事務支援、人的支援</li><li>・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施</li></ul>

### 4 災害廃棄物の処理

#### (1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

#### (2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において町が

必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

### （3）仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

### （4）処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

### （5）し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

### （6）連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

## 5 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

## 第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

### 1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

### 2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

#### (1) 有害物質の飛散・流出防災装置

##### ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

##### イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

##### ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

#### (2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

### 3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

## 第12節 ボランティアの受入等に関する計画

### 1 方針

県・町及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 ボランティアの受入れ

#### (1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、町は、災害対策本部を設置した際には、北広島町社会福祉協議会が設置する北広島町被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

#### (2) 町災害対策本部の役割

町災害対策本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアなどの受け入れ窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

#### (3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

北広島町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

##### ア 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

##### イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

#### (4) 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

##### ア 被災者の支援ニーズ等の把握

町災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

##### イ ボランティアの募集

ボランティアのあっ旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっ旋・活動支援

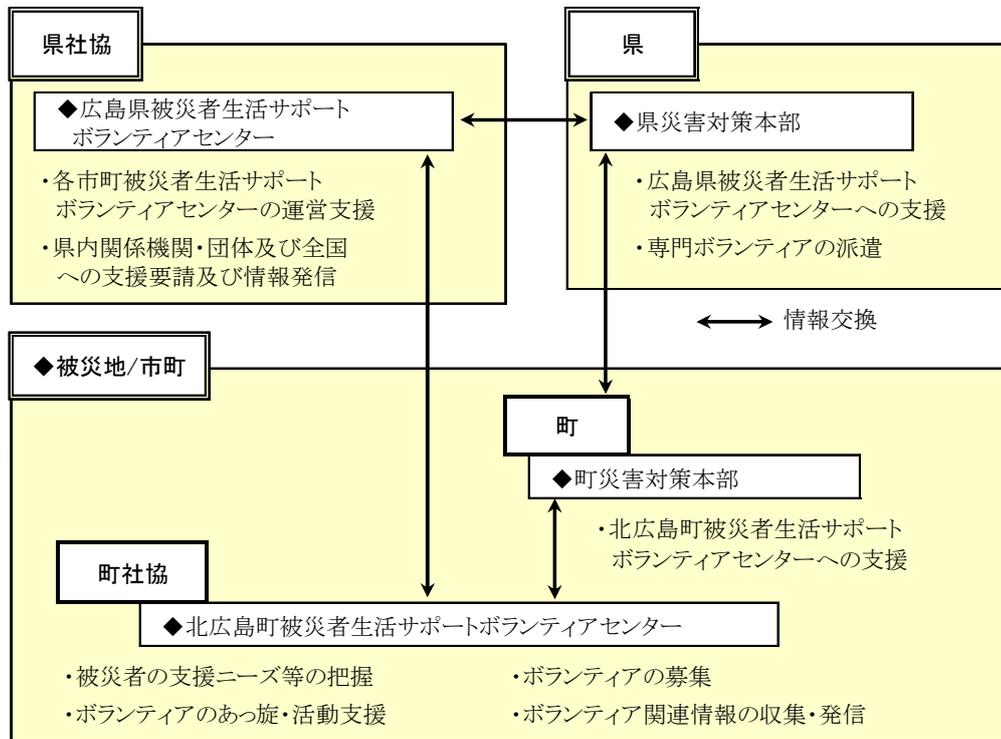
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

町から北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっ旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっ旋要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっ旋を行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

町は、専門ボランティアの受入れ及びあつ旋の調整等を行う。専門ボランティアのあつ旋要請が出された場合、平常時から社会福祉協議会が登録している専門ボランティアや、町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあつ旋する。

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあつ旋要請があった場合、県に登録されている専門ボランティアや町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあつ旋する。

#### 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎等の一部を活動拠点として積極的に提供する。

また、町は、活動に必要な事務用品や各種機材を可能な限り貸出すなど、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

#### 5 災害情報等の提供

町は、町被災者生活サポートボランティアセンターへ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

#### 6 ボランティアとの連携・協働

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

#### 7 町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

#### 8 ボランティア保険制度

町は、ボランティア活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

## 第13節 文教計画

### 1 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施、その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、町は災害発生時において学校（私立幼稚園を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

### 2 避難対策

#### (1) 学校管理者

ア 町立学校、幼稚園

町教育委員会

イ 県立学校

県立学校長

ウ 私立学校

私立学校長

エ 私立幼稚園

私立幼稚園理事長

#### (2) 休業等の実施

学校管理者は、町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分注意する。

#### (3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

#### (4) 在校生徒等の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で、速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

### 3 生徒等への相談活動

学校等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的に不安感の解消に努める。

#### 4 応急教育対策

##### (1) 応急教育の実施

###### ア 応急教育の実施責任者

(ア) 町立学校（幼稚園を除く。）

町教育委員会

(イ) 県立学校

県立学校長

(ウ) 私立小・中・高等学校

私立学校長

###### イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）がその確保のためあつせんに当たる。

###### ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校に一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う時は、県立学校にあつては県教育委員会に、町立学校にあつては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

また、特別支援学校にあつてはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

##### (2) 学用品の調達

###### ア 教科書等の確保

町教育委員会、県立学校並びに私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及

び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

#### イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合には、教科書等学用品を災害救助法施行細則により、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を町長に委任した場合は、町長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

##### (ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校の生徒、高等部生徒、高等専門学校、専修学校の生徒を含む。）

##### (イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

##### (ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

##### (エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材 1か月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

#### (3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

#### (4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあつては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（町教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資料を把握し、関係機関と連

携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

#### (5) 通学路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、町長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが通行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

エ 道路等の交通確保については第3章第7節において記述する。

#### (6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

県教育委員会は、高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

#### (7) 授業料の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立小・中・高等学校、私立専修学校（3年制高等課程に限る。）及び私立各種学校の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成する。

#### (8) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

#### (9) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

## 5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全に期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

## 6 公民館等社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

## 7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。

(2) 町教育委員会は、町指定の文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被害状況を報告する。

(3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、町教育委員会に対し必要な措置をとるよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

(4) 県教育委員会は、平成 25 年 12 月 27 日に中国・四国地方の 9 県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

## 第14節 保育に関する計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な措置を講じ、児童の生命を守り安全を確保することを目的とする。

### 2 避難対策

- (1) 所長（不在の場合は、それに準ずる者。以下「所長等」という。）は、別に定める避難計画に基づき、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、福祉課及び各支所地域振興係に報告する。
- (3) 児童は、保育所の管理下において、安全確保を第一とする。
- (4) 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、児童を保育所内に保護する。

### 3 応急保育対策

#### (1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、町内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

#### (2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

##### ア 保育時間

所長は、開所（園）、閉所（園）時間を状況に応じて福祉課と協議し、児童の安全を図る。

##### イ 保護者との連絡

児童の登所（園）、降所（園）については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

#### (3) その他の措置

ア 職員の被災などにより人員が不足する場合は、関係部局と調整し必要な措置を行うとともに、児童等及び保護者に周知する。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合において、職員は、災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、施設の管理及び応急的な保育の実施のための体制を確立する。

ウ その他、応急対策については文教計画に準ずるものとする。

## 第 15 節 災害救助法適用計画

### 1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は町長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

### 2 災害救助法適用

#### (1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

#### (2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。  
(同法第 2 条第 1 項に定める適用)

(ア) 当該市町区域内の住家滅失世帯数が表 1 の市町災害救助法適用基準の「1 号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

(イ) 県区域内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が表 1 の市町災害救助法適用基準の「2 号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

(ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする

- 特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。  
 (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

表1 市町災害救助法適用基準（北広島町）

令和2年国勢調査人口

区分 町名	人口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
北広島町	17,763人	50世帯	25世帯

資料：広島県地域防災計画附属資料（広島県防災会議・令和3年5月）

- イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。
- (イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。
- (3) 災害救助法の適用手続き  
 町における災害が前記のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (4) 救助の種類、対象及び期間  
 災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。  
 なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水等により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内。（文房具及び通学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

#### (5) 町長への委任

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の

実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

#### 町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

## 第 16 節 航空機事故による災害応急対策計画

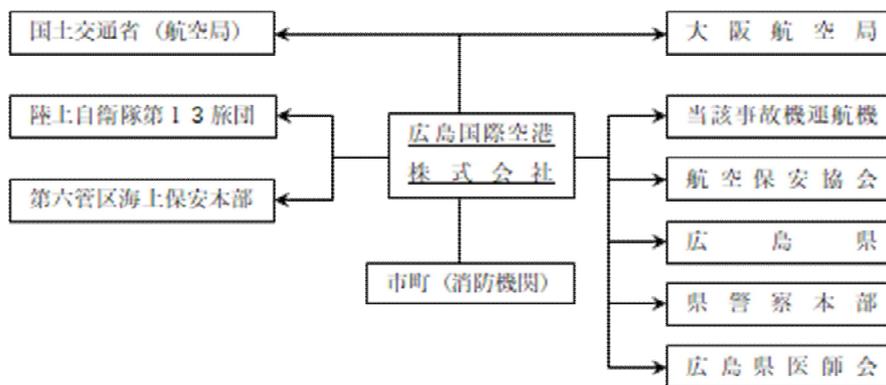
### 1 目的

航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

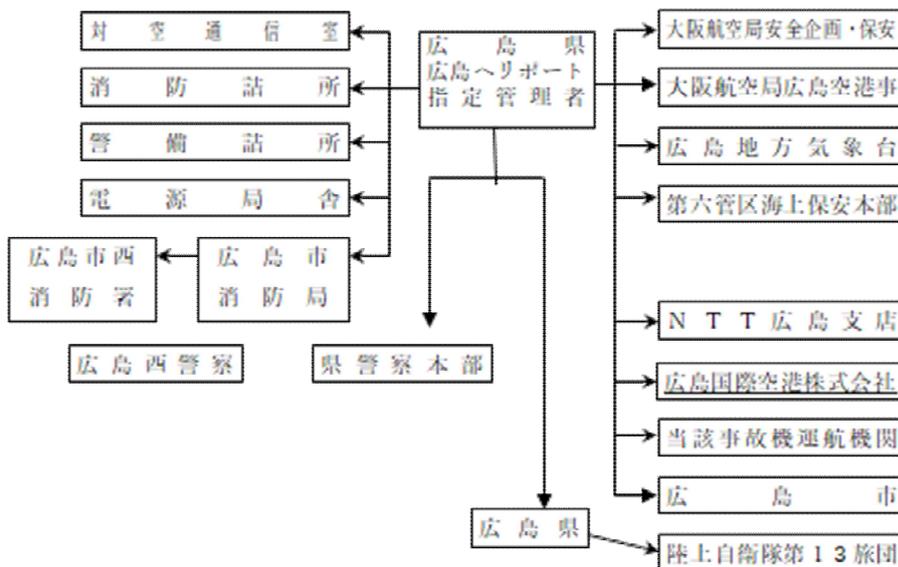
### 2 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 町又はその周辺で災害が発生した場合



#### (2) 広島ヘリポート又はその周辺で災害が発生した場合



### 3 実施責任者及び実施内容

#### (1) 町の措置

ア 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を

実施する。

イ 災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。

ウ 被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

#### 4 応援協力

その他防災関係機関は、町、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

## 第17節 主な災害の特質及び対策の計画

### 1 雪害対策

#### (1) 災害の特質

ア 極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能が麻痺し又は停止する等の間接被害が多い。

イ 積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

(ア) 注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。

(イ) 警報発表により警戒体制に入る。

(ウ) 注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。

##### イ 対策事項

(ア) 道路、公共施設の除雪

(イ) 通信手段の確保

(ウ) なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）

(エ) 救助救難（医療救助、救助物資輸送等）

(オ) 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策

(カ) 生鮮食料品の確保対策

(キ) 農畜産物などの出荷貯蔵対策

(ク) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

(ケ) 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策

(コ) 家畜飼料対策

### 2 長雨対策

#### (1) 災害の特質

ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。

イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。

ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

被害発生状況によって体制を決める。

##### イ 対策事項

(ア) 病虫害防除及び指導

(イ) 再生産のための手段の確保及び指導

(ウ) 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策

(エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策

(オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

### 3 豪雨、台風による洪水対策

#### (1) 災害の特質

台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。

また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

(ア) 注意報発表等により注意体制（水防準備）

(イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）

(ウ) 災害発生（被害報告）により出動体制

##### イ 対策事項

(ア) 堤防の補強及び応急復旧

(イ) 交通、通信手段の確保

(ウ) 避難の指示

(エ) 障害物の除去

(オ) 救難、救助

(カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

(キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

(ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

(ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

(コ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

(サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

(シ) 治山・治水対策

(ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

### 4 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

#### (1) 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

(ア) 注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。

(イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

## イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山・治水対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

## 5 風害対策

### (1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風等により火災、農産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制に入る。
- (イ) 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

## イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 堤防の補強及び応急復旧
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去
- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農林作物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

## 6 林野火災対策

### (1) 災害の特質

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て込んできた。

一度発生した林野火災は防衛活動に幾多の困難に伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

(ア) 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

(イ) 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。(被害発生規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときには現地災害対策本部を設置する。)

#### イ 対策事項

(ア) 広域的、総合的消防体制の確立

(イ) 火災の予防

- a 林野火災防止対策協議会の開催
- b 巡視、監視等の強化
- c 広報宣伝の充実
- d 発生原因別対策

(ウ) 火災の警戒及び防衛

- a 火災の警戒
- b 情報伝達の徹底
- c 森林の防火管理
- d 消防活動の促進

(a) 林野火災用消防資機材の配備

(b) 消防職員、消防団員の教育訓練の充実

## 7 突発的災害対策

### (1) 災害の特質

大規模災害などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

#### イ 対策事項

(ア) 救助活動の促進

- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (オ) 二次災害の防止措置の実施

## 第4章 災害復旧計画

## 第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

## 第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

### 1 方針

被災者の生活再建及び生業回復のため、住民への各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町は、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

### 2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

### 3 罹災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

### 4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### (1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

#### (2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

#### (3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、「北広島町地域防災計画附属資料」のとおりである。

6 町内諸団体の資金の充実

町内の公共団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

### 第3節 被災者の生活確保に関する計画

#### 1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

#### 2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

##### (1) 町

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

##### (2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

##### (3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

#### 3 被災者等に対する生活相談

町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。  
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

#### 4 雇用の安定支援

##### (1) 雇用の確保

- ア 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

##### (2) 雇用対策等

- ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、町等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- イ 県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった町、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

## 第4節 施設災害復旧計画

### 1 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧にできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原型復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮する。
- (3) 災害により甚大な被害があり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合、町は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (4) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

### 2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森林法（昭和26年法律第249号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

（昭和37年法律第150号）

## 第5節 激甚災害の指定に関する計画

### 1 方針

地震による甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

### 2 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

## 第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

### 1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分することを目的とする。

### 2 義援金の受入れ及び配分

#### (1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、町（会計管理者）及び関係機関は、受付窓口を設置し、必要事項を広報するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

#### (2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、町、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

また、直接町へ送金された義援金については、別途町単独による義援金配分委員会を設置し、前記配分委員会で決定されたものを参考に、その用途及び配分等を決定するものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

### 3 救援物資の受入れ及び配分

#### (1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前に調整のうえ、調達する。

イ 個人から救援物資の受入れは原則行わないものとし、義援金での協力を依頼する。

#### (2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、町は救援物資の受付窓口を設置し、町が受領したものについて、原則として寄託者（企業や団体）に受領書を発行する。

イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 町は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

一時保管場所は、次のとおりとする。

施設名	所在場所	電話番号
千代田運動公園総合体育館 (Kumahira Sports Arena)	北広島町壬生 10500	72-8822

#### (3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、町は次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先及び送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しを行わないこと

オ 個人からの救援物資の受入れ不能と、義援金での協力要請

(4) 救援物資の配分

町は、県と連携して避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足等により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提において、前記(3)アからエまでを広報し、物資の確保に努める。

## 第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

### 1 方針

- (1) 県及び町は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求めるときにおいては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

### 2 被災地における市街地の復興

県及び町は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

### 3 学校施設の復興

県及び町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

## 第8節 罹災証明

### 1 罹災台帳の作成

町長は、被災状況を調査の上、罹災台帳（別表1）を作成し、保管しておくものとする。

### 2 罹災証明の交付

町長は、罹災者から申請がなされた場合は、罹災証明書（別表2）を交付する。

（1）罹災台帳と照合して被災の事実を確認したときは、罹災証明書を作成し、当該申請者に交付する。

（2）罹災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮証明書を交付することができる。この場合、調査確認をしたときは、罹災証明書に切り替え交付するものとする。

（3）罹災証明書の交付の申請は、罹災証明書交付申請書（別表3）により行うものとする。

### 3 保存期間

罹災台帳、罹災証明書交付申請書の保存期間は5年とする。

【別表 1】

(整理番号 号)

り 災 台 帳

り災場所 北広島町					物件所有者					
災害の原因					避難場所					
り 災 者	住所又は所在地				法人名					
	電話 ( ) -				(代表者)					
		続柄	氏名	性別	生年月日	現況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
4										
5										
り 災 状 況	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 全壊 (流失・全焼) <input type="checkbox"/> 半壊 (半焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊		<input type="checkbox"/> 床上浸水 ( cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 ( cm) <input type="checkbox"/> その他					
	土	長さ×高さ×幅								
	地	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他								
備考										
り災日	年 月 日 時 分				調査員の職・氏名  印					
調査日	年 月 日 時 分									

【別表 2】

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
備考	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
住家の被害詳細	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

土地の被害の程度	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他( )
その他の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北広島町長 箕野 博司



【別表3】

年 月 日

北広島町長 様

罹災証明書交付申請書

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称、代表者の役職名及び氏名並びに代表者印の押印） 印	
	電話番号 ( ) -	罹災世帯主等との関係

罹災世帯主	住所又（所在地）	氏名（名称）
証明必要数 及び提出先	必要数 通	証明書の提出先

罹災原因	(記載例：〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震)
罹災建物の 場所	北広島町
罹災状況 (住家)	(記載例：自宅裏の崖が崩れて屋根が一部破損した)
罹災状況 (土地)	
罹災状況 (その他)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況の写真 <input type="checkbox"/> 罹災建物の位置図 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※ 罹災証明書は、民事上の権利義務関係効力を有するものではありません。